

～みんなで子育て いきいき親子～

第2期

すくすくえがお 益城っ子プラン

第2期益城町子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
益城町

はじめに

近年、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくはなく、保育ニーズの多様化も進んでいます。

このような中、本町では、平成27年度から5年を1期とする「すくすくえがお益城っ子プラン（益城町子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、町全体で子育てができる環境づくりに向け、子育て中の親だけでなく、「町の宝」「将来の夢」である次代を担う子どもへの支援を行うとともに、若い世代が安心して子どもを産み、子育てをしたいまちづくりを推進してきました。

このたび、「すくすくえがお益城っ子プラン」が令和元年度に計画期間が満了となることから、新たな計画の策定に向けて、子どもの現状と将来の動向及び子育て支援策に関する状況の把握、整理を行うとともに、「益城町子ども子育て会議」において計画の内容についてご審議いただき、令和2年度を初年度とする新たな「第2期 すくすくえがお益城っ子プラン（第2期 益城町子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。

この計画に基づき、「第6次益城町総合計画」でうたっている「子育て世帯に選ばれる町」として、子育て支援の環境づくりを推進してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「益城町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、子ども・子育て支援に関するアンケート調査などにご協力いただきました町民の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和2年（2020年）3月
益城町長 **西村博則**

目 次

| | |
|------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の背景と趣旨等 | 1 |
| 2 計画の法的根拠と位置付け | 2 |
| 3 計画の期間 | 2 |
| 4 計画の策定体制 | 3 |
| 第2章 益城町の子ども・子育てに関する現状と課題 | 4 |
| 1 統計資料から見る現状 | 4 |
| 2 ニーズ調査結果の概要 | 10 |
| 第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方 | 23 |
| 1 基本理念 | 23 |
| 2 基本的視点 | 23 |
| 3 基本目標 | 24 |
| 4 施策の体系（体系図） | 25 |
| 第4章 施策の展開 | 26 |
| 基本目標1 幼児期の教育・保育の充実 | 26 |
| 基本目標2 地域における子育ての支援 | 27 |
| 基本目標3 子どもと親の健康づくり | 29 |
| 基本目標4 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり | 32 |
| 基本目標5 仕事と子育てを支える地域社会づくり | 34 |
| 基本目標6 要保護及び要支援児童等への取り組みの推進 | 34 |

第5章 子ども・子育ての環境整備 37

| | | |
|---|-----------------------------------|----|
| 1 | 子ども・子育て支援サービスの概要 | 37 |
| 2 | 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定 | 38 |
| 3 | 児童人口の推計 | 39 |
| 4 | 量の見込みを定める事業とその事業内容 | 40 |
| 5 | 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 | 41 |
| 6 | 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 | 44 |
| 7 | 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実 | 51 |
| 8 | ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進 | 52 |
| 9 | 新・放課後子ども総合プランに基づく取組み | 53 |

第6章 子どもの貧困に関する取り組み 55

| | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 子どもの貧困に関する現状と課題 | 55 |
| 2 | 取り組みの方向性 | 59 |
| 3 | 取り組みの内容 | 61 |

第7章 計画の推進に向けて 67

| | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 家庭・地域・事業者・行政の役割 | 67 |
| 2 | 計画の推進体制 | 68 |
| 3 | 計画の達成状況の点検・評価 | 68 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨等

わが国における子どもを取り巻く環境は、急速に進む少子化、核家族化、都市部を中心とする待機児童の増加など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

また、令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みが進められています。

このような状況の中、益城町では、平成26年度に「すくすくえがお益城っ子プラン（益城町子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、乳幼児期から小学生とその保護者を対象とした住民のニーズに応える教育・保育事業の体制づくり及び子ども・子育て環境の整備を積極的に進めています。

この度、「すくすくえがお益城っ子プラン（益城町子ども・子育て支援事業計画）」が令和元年度に計画期間が満了となることから、新たな計画の策定に向けて、令和元年度にニーズ調査を実施し、子どもの現状と将来の動向及び子育て支援策に関する状況の把握、整理を行うとともに、「益城町子ども子育て会議」において計画の内容について審議し、令和2年度を初年度とする新たな「第二期 すくすくえがお益城っ子プラン（第2期 益城町子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。

【「子ども・子育て関連3法」の概要】

| | |
|---|---|
| 子ども・子育て支援法 | 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための処置を講ずる。 |
| 認定こども園法の一部改正法 | 幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監査等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与する。 |
| 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 | 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関連法律の改正を実施する。 |

2 計画の法的根拠と位置付け

(1) 法的位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」として策定したものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」の内容を一部引き継いだものです。

加えて、子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条の規定に基づいて、本町の状況に応じた子どもの貧困対策の取組に関する計画とします。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、県の「子ども・子育て支援事業計画」や、町の上位計画である「益城町総合計画」、及び町の各種関連計画との整合性を図っています。

(2) 益城町の計画体系における位置づけ

本計画は「第6次益城町総合計画 ～再生・発展への復興計画～」を最上位計画とし、「益城町地域福祉計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

また、「益城町障がい者計画」、「益城町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「益城町健康づくり推進計画・食育推進計画」、「益城町男女共同参画計画」といった他の個別計画と調和が保たれた計画とします。

3 計画の期間

本計画は、計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、目標の達成状況を評価し、中間年度である令和4年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

| 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 第1期計画期間 | 本計画の期間 | | | | | 次期計画期間 |

4 計画の策定体制

(1) 益城町子ども・子育て会議における審議

本計画は、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づく「益城町子ども・子育て会議」を開催し、町の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項(本計画に掲げる事項)及び施策の実施状況(計画の進捗管理)について、調査・審議しました。

| 開催日 | 内 容 |
|------------|--|
| 平成31年2月18日 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の趣旨等について説明 ・ニーズ調査の概要について説明 ・調査内容の審議 |
| 令和元年7月1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査結果の審議 |
| 令和元年10月25日 | <ul style="list-style-type: none"> ・量の見込み、確保方策の審議 ・計画骨子案の審議 |
| 令和元年12月26日 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画案の審議 |

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、町民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・就学児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

(今後、実施する予定)

本計画の策定にあたり、住民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しましたが、計画に対する意見の提出はありませんでした。

第2章 益城町の子ども・子育てに関する現状と課題

1 統計資料から見る現状

(1) 人口の推移

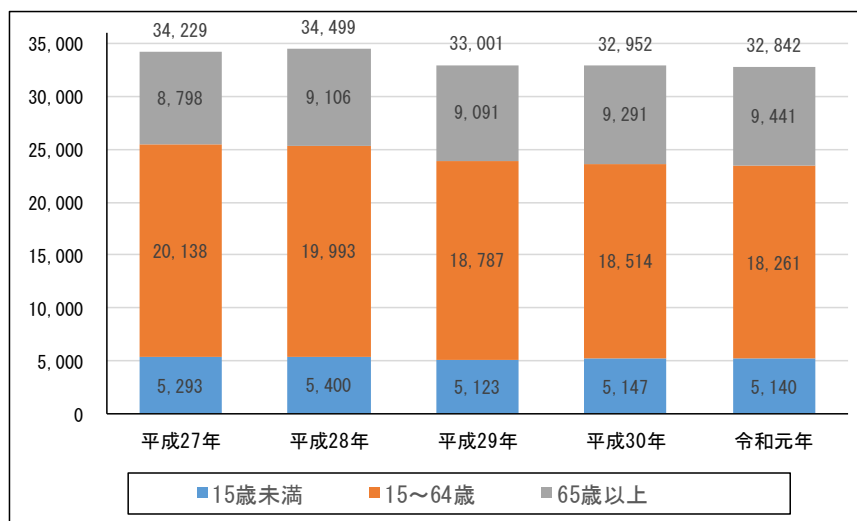
全国的な人口減少・少子高齢化の潮流の中、本町においても同様の傾向が見られますが、平成28年に起きた熊本地震の影響も大きいと考えられます。震災前の平成27年の総人口が34,229人であったのに対して、平成31年（令和元年）では32,842人に減少しています。

年齢3区分別で見ると、65歳以上の人口は増加傾向にあり、15歳未満の人口については、震災後はほぼ横ばいに推移しています。

令和元年の年齢5歳階級・男女別人口（人口ピラミッド）を見ると、男女ともに65～69歳の層が最も多くなっています。

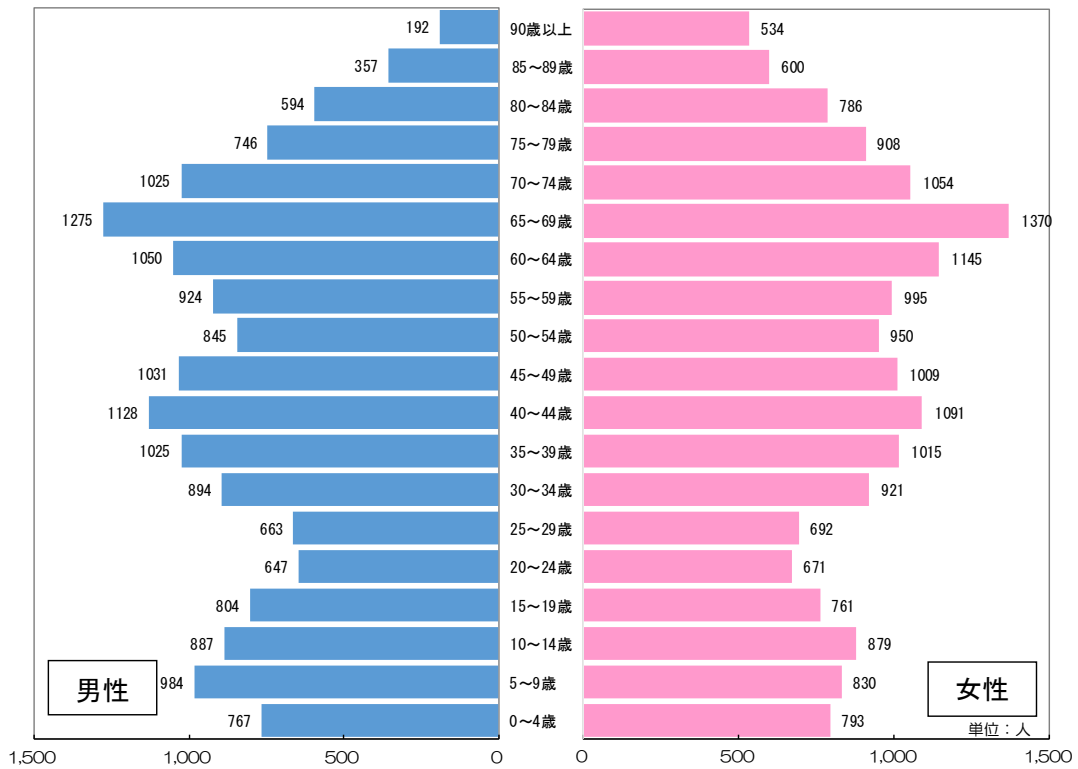
男女ともに20代の人口が少なくなっており、20代を中心とした若い世代が町外へ流出している様子がうかがえます。

【総人口・年齢3区分別人口】



※住民基本台帳（各年4月1日現在）

【人口ピラミッド（平成30年）】



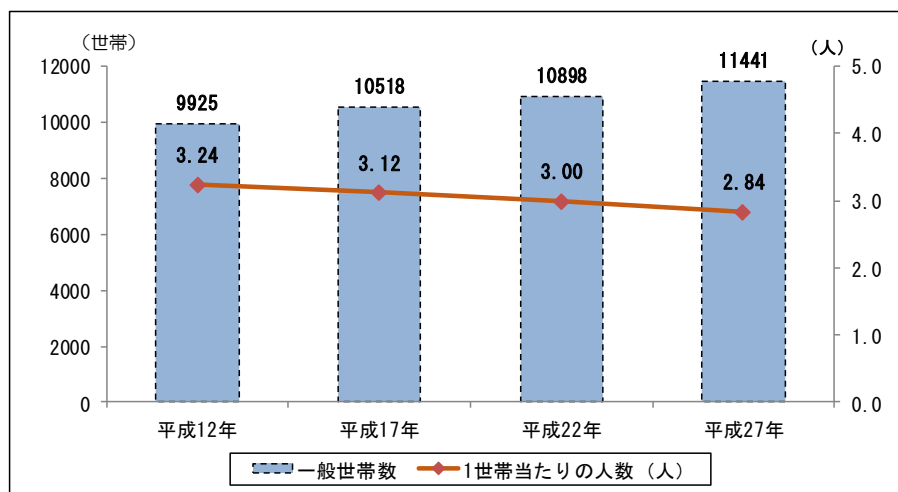
※住民基本台帳

(2) 世帯の動向

核家族化の進行により、世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たりの人員数は減少傾向にあります。

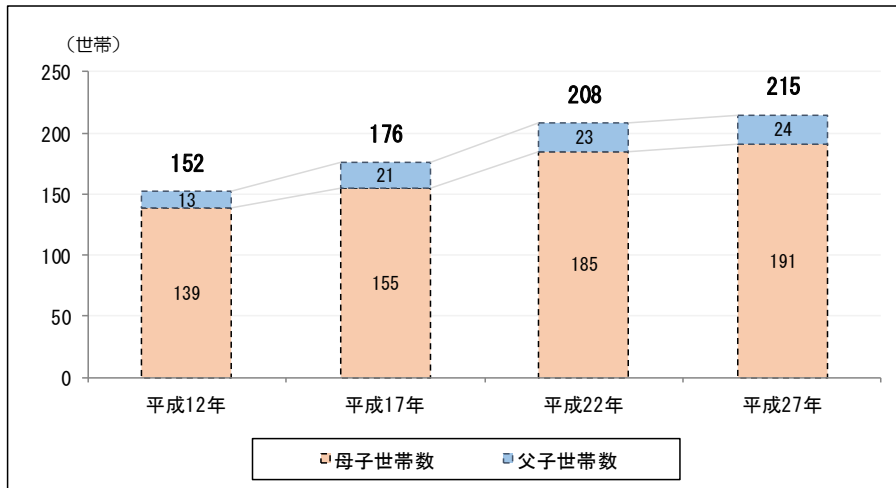
一方、ひとり親世帯数は増加傾向にあり、母子・父子世帯は平成27年で215世帯となっています。

【一般世帯数・1世帯当たりの人数】



※国勢調査

【母子世帯数・父子世帯数】



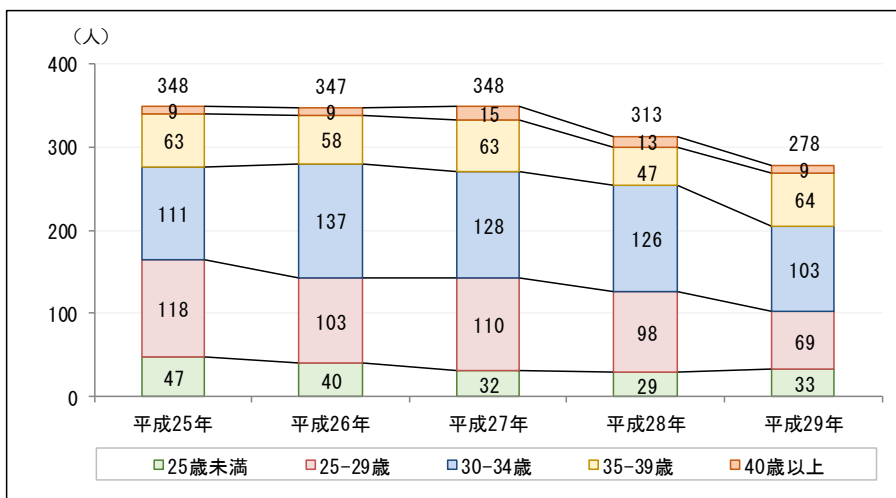
※国勢調査

(3) 出生数の推移

震災の影響もあると思われますが、平成28年を境に出生数全体が大きく減少しています。母親年齢と出生数の関係では、平成25年と平成29年を比較すると、「25～29歳」の層が大きく減少しています。

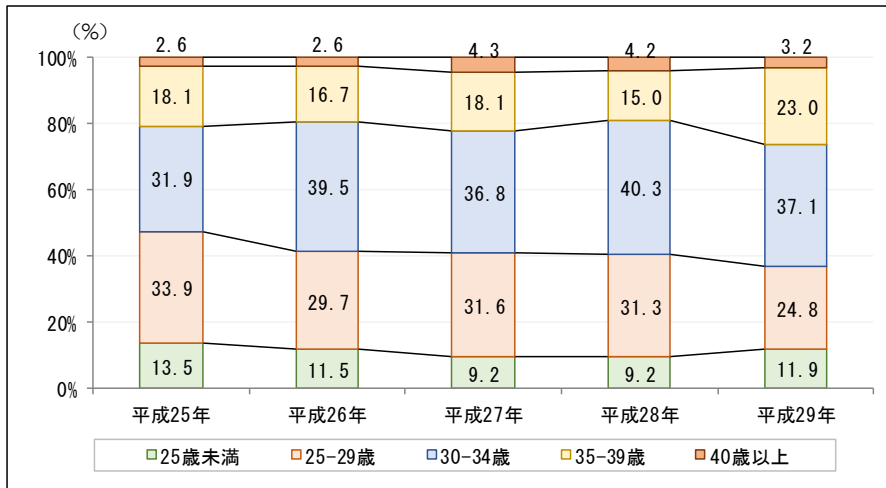
また、母親年齢と出生割合の関係では、平成25年から平成29年の推移をみると、「30～34歳」、「35～39歳」の層は増加傾向にあり、「25～29歳」の層は減少傾向にあります。

【母親年齢と出生数】



※国勢調査

【母親年齢と出生割合】



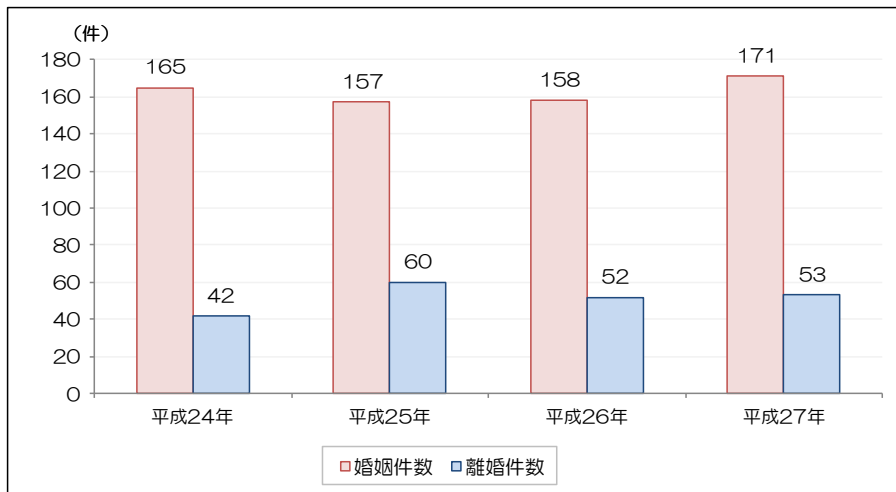
※国勢調査

(4) 婚姻・離婚の状況

婚姻数・離婚数ともに、ほぼ横ばいの傾向にあります。平成27年の婚姻件数は171件、離婚件数は53件となっています。

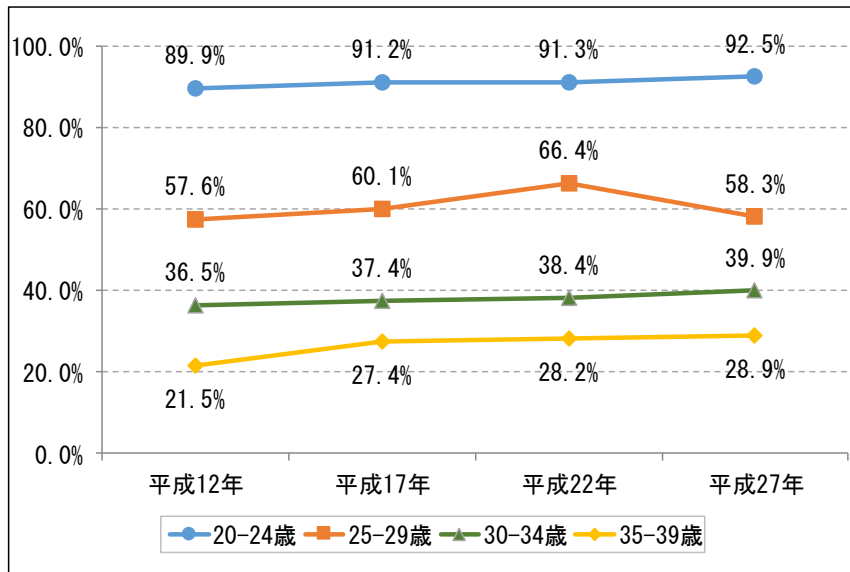
また、年代別の未婚率では、男女ともに35歳～39歳の年代層において未婚率が上昇傾向にあり、晩婚化の流れとなっていることが分かります。

【婚姻件数・離婚件数】



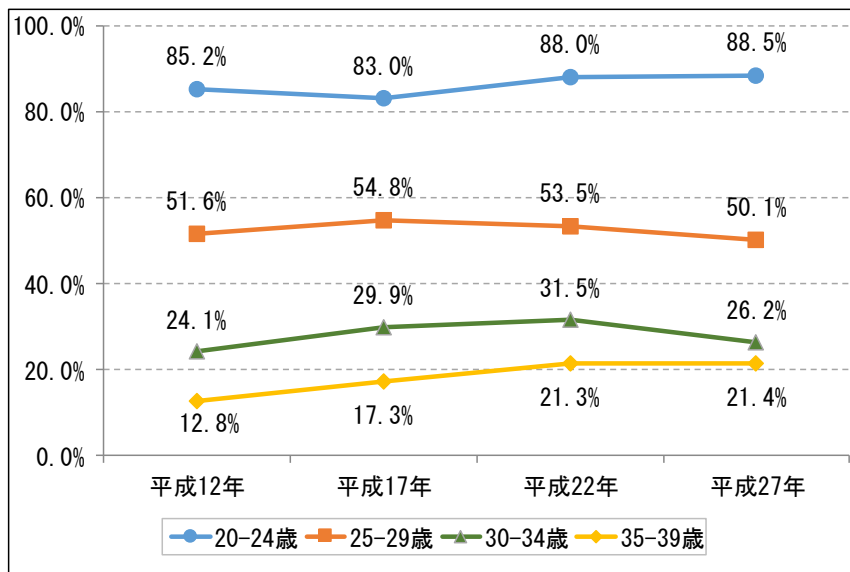
※国勢調査

【年代別未婚率 男性】



※国勢調査

【年代別未婚率 女性】



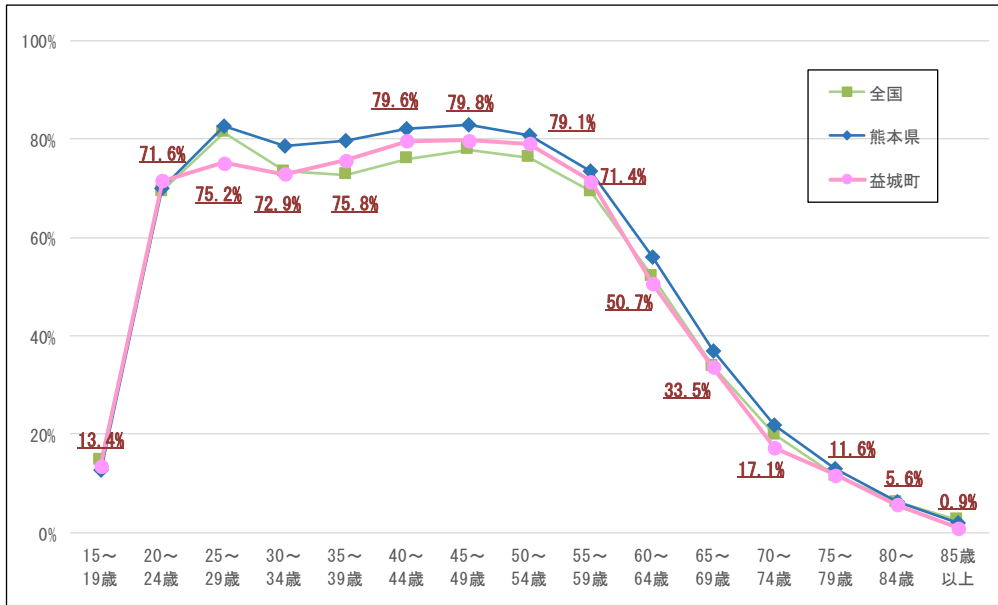
※国勢調査

(5) 女性の就労の状況

益城町の子育て世代の女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）を熊本県と比較すると、子育て世代（20代～30代）の労働力率は県を下回っています。また、30～34歳の区分でM字カーブに窪みが見られます。

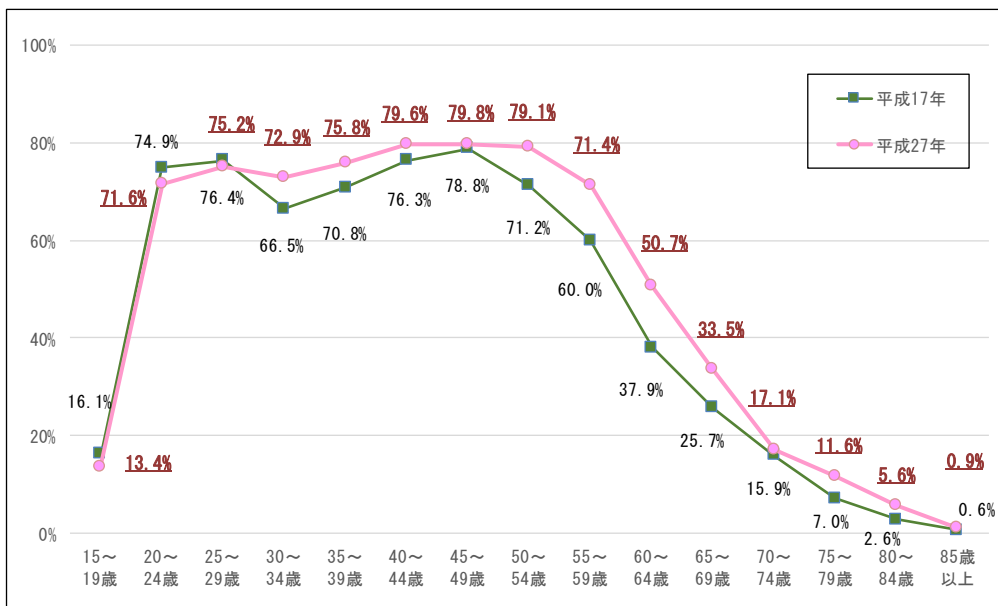
平成17年と平成27年を比較すると、ほとんどの年齢層で上昇しており、就労を希望する女性が増加している様子がうかがえます。今後も女性の就労を支援できるように、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの展開が必要となっています。

【女性の年齢階級別労働力率（全国、熊本県比較）】



※国勢調査

【女性の年齢階級別労働力率（平成17年、平成27年比較）】



※国勢調査

2 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の目的

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）に基づき平成27年3月に策定した「益城町 子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が、平成31年度に終了することに伴い、新たに「第2期 益城町 子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等のニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や、子ども及びその保護者のおかれた環境等を調査・分析し、計画策定における基礎資料とすることを目的としています。

(2) 調査の実施要領

| | | | |
|-------|--------------------|-------|-------------|
| 調査時期 | 平成31年4月 | | |
| 調査対象者 | 益城町在住の未就学児・就学児の保護者 | | |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収 | | |
| 配布数 | | 998件 | 1,000件 |
| 有効回収数 | 未就学児 | 571件 | 就学児 619件 |
| 有効回答率 | | 57.2% | 61.9% |

■集計にあたっての注意点

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- グラフ中の回答割合について、グラフが繁雑になる場合は省略している場合があります。
- グラフ中の「n=〇〇」は、その設問の回答者の数（母数）であり、回答率の分母となっています。

(3) 調査結果から見る現状・課題

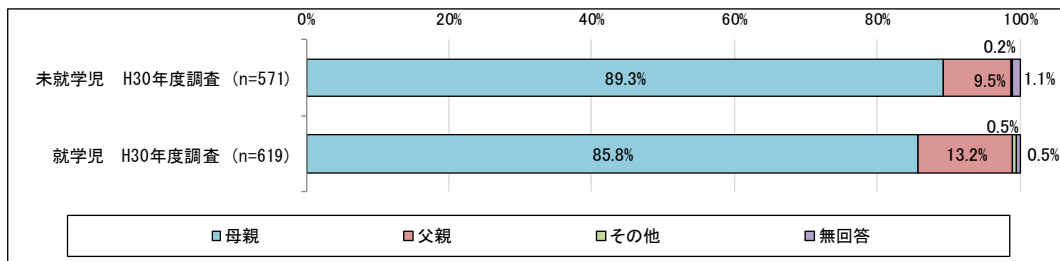
1 調査対象家族の特徴

調査対象者は、0歳から就学児までの子育てを行っている保護者で、具体的な回答者の多くが母親であり、未就学児の保護者では89.3%、就学児の保護者では85.8%となっています。

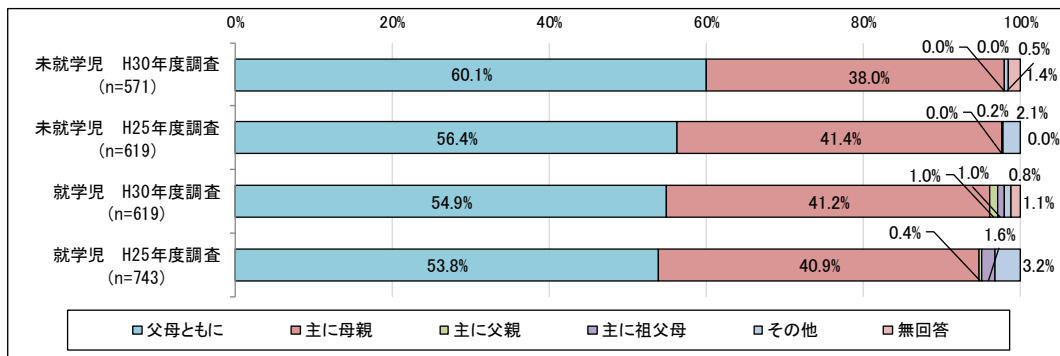
よって、本調査の結果は、主に「母親」の立場から見た子どもの生活状況や子育てに関する意識として考察することが妥当と考えられます。

子育てを主に行っているのは、「父母ともに」行っている家庭が最も高く、未就学児の保護者では60.1%、就学児の保護者では57.9%となっています。

■ 回答者



■ 子育ての主な担い手



2 子どもの育ちをめぐる環境

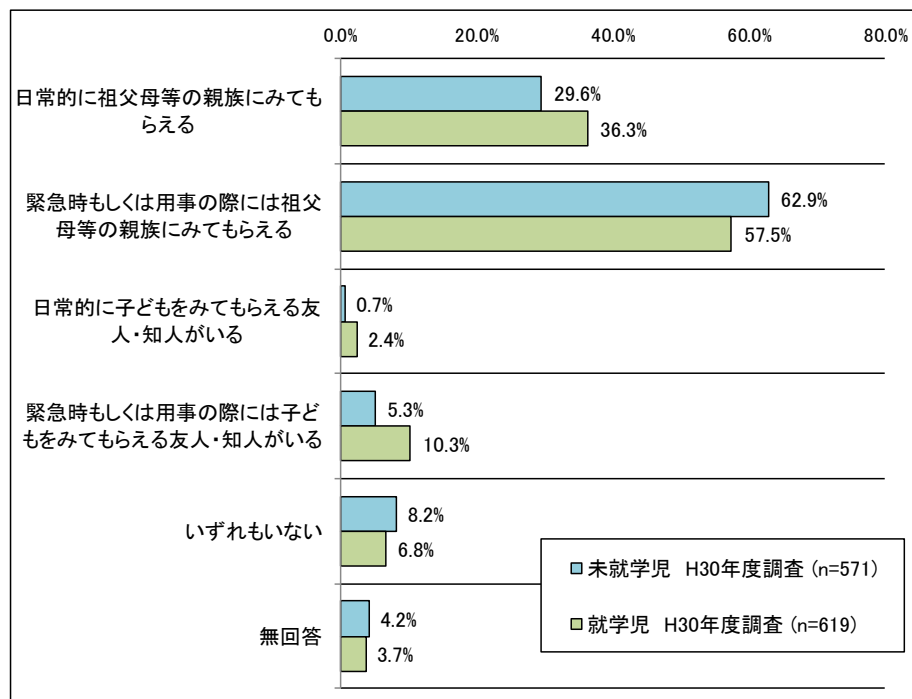
「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は、未就学児の保護者で29.6%、就学児の保護者で36.3%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は未就学児の保護者で62.9%、就学児の保護者で57.5%となっていることから、おおむね半数程度の方は、日常的にあるいは緊急時に子育ての支援が可能な親族が身近にいると考えられます。一方、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」家庭は未就学児の保護者で0.7%、就学児の保護者で2.4%となり、かなり少ない割合となっています。

反面、支援が身近に「いずれもない」比率は未就学児では8.2%、就学児の保護者では6.8%となっています。このような、身近な人からの子育て支援を受けられない保護者に対する支援や、子育てネットワークづくりに対する支援についての周知を高めるとともに、支援を受けやすい体制を整えていく必要があります。

子育てをする上で、気軽に相談できる相手を複数回答で聞いたところ、「祖父母等の親族」と「友人や知人」の割合が高くなっていることから、複数の相談先をもっている保護者が多数であることがうかがえます。また、「保健所」「民生委員・児童委員」「益城町の子育て関連担当窓口」との回答は少なくなっています。

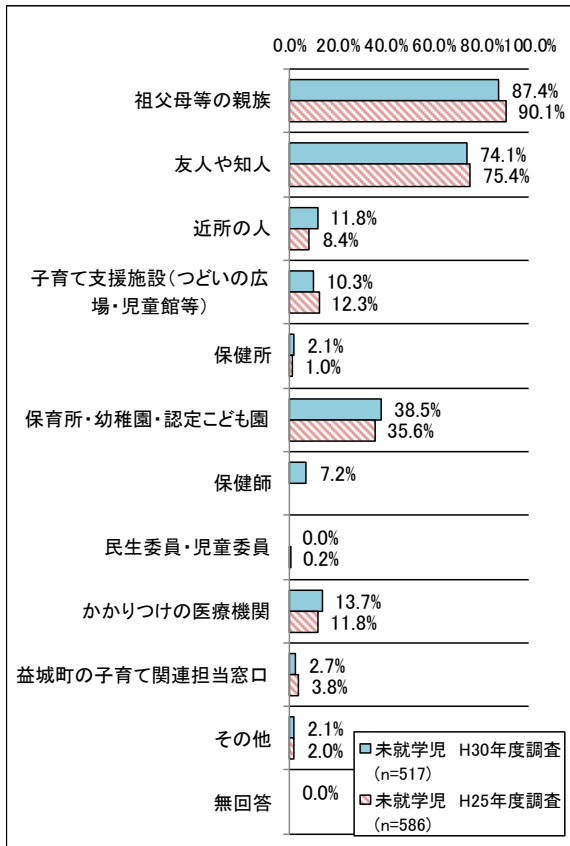
子どもの成長段階や家族構成によって、悩みも変わってくるため、保護者のニーズに合わせた多様な内容で学習機会を提供するとともに、子育て相談の窓口について周知を拡大していくことが必要であり、気軽に相談できる相談窓口があれば、育児不安を抱えた人の発見や児童虐待などの未然防止につながると考えられます。

■ 子どもをみてる知人・友人の有無

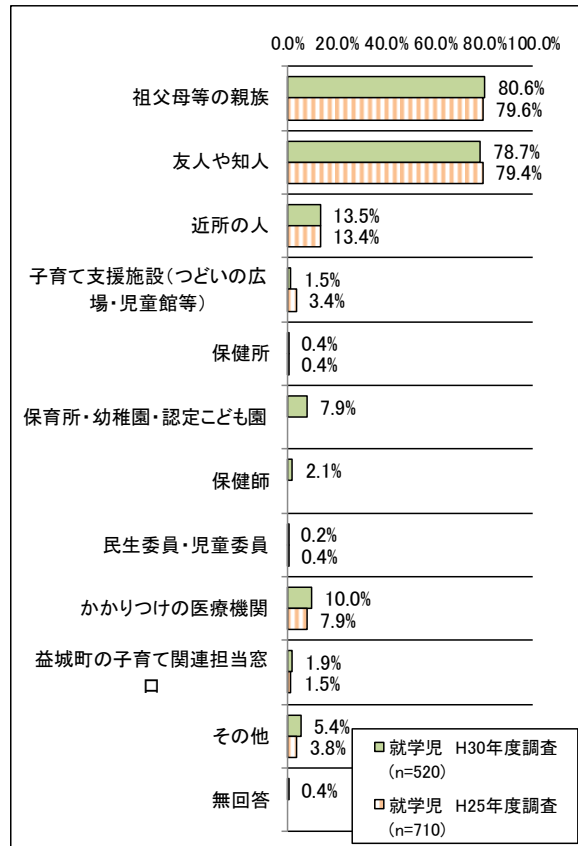


■気軽に相談できる人・場所

【未就学児】



【就学児】



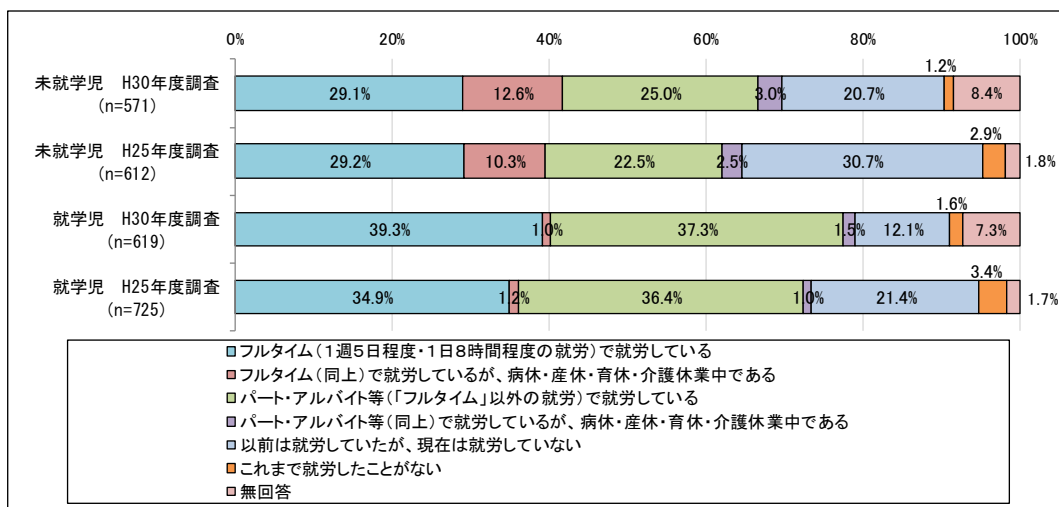
3 保護者の就労状況

母親の就労状況をみると、未就学児の保護者については、『フルタイム就労』(が41.7%、『フルタイム以外で就労』が28.0%、『就労していない』人が21.9%となっています。就学児の保護者については、『フルタイム就労』が40.3%、『フルタイム以外で就労』が38.8%、『就労していない』人が13.7%となっています(育児休業中等も含む)。多くの母親が、子育てをしながら就労している様子が見え、今後も育児と仕事の両立が求められる状況であると考えられます。また、前回調査と比べると、就労している母親は、未就学児で5.2ポイント増加しており、母親の就労意欲の向上や、働く環境が整備されてきている様子が見えます。

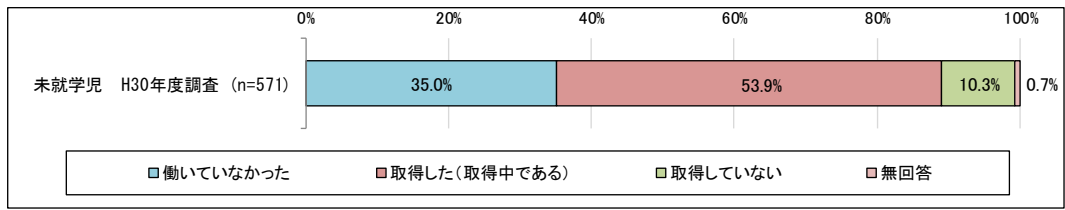
関連して、未就学児の保護者における育児休業取得の状況をみると、母親の育児休業取得の割合は53.9%となっており、育児と仕事の両立を実現するために欠かせない制度として浸透してきていることが見えます。

育児休業を取得しなかった理由については、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」(37.3%)が最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めなかった)」(23.7%)となっており、今後も継続して、さらなる雇用主及び被雇用者への周知徹底が求められています。

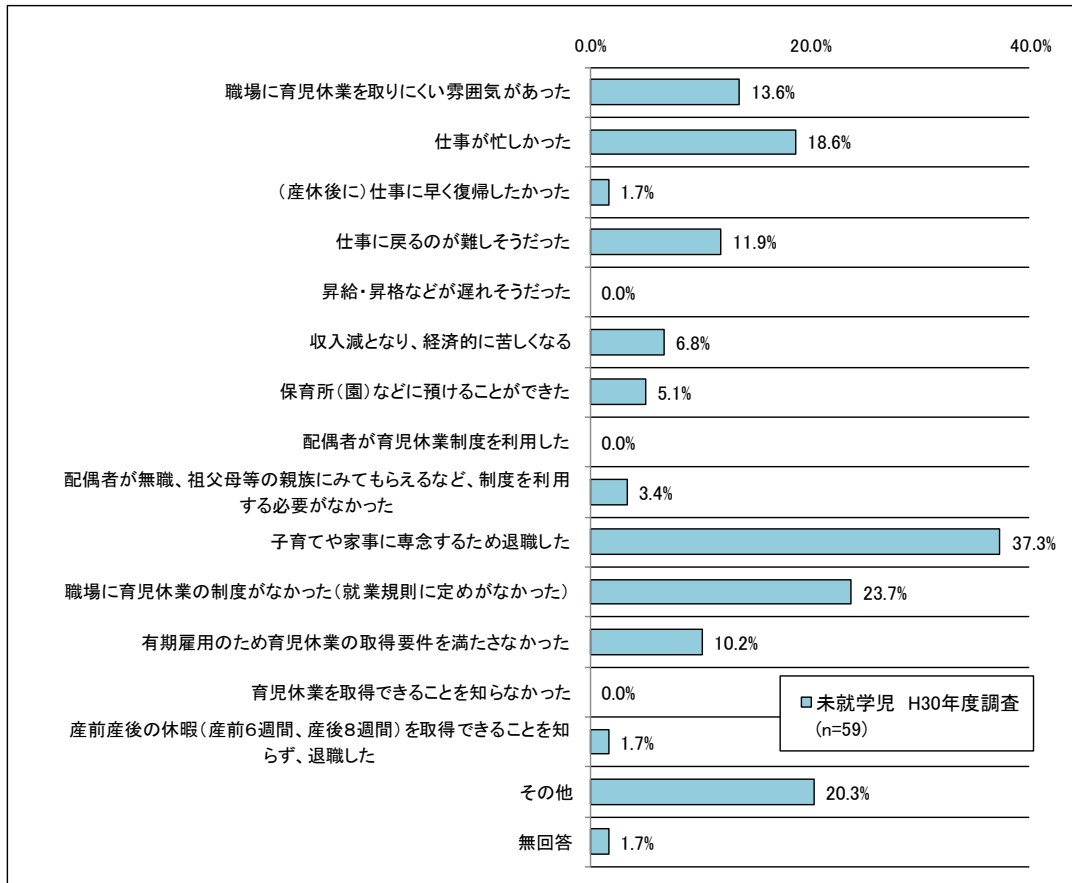
■ 母親の就労状況



■ 育児休業の取得状況（母親）



■ 育児休業をとっていない理由（母親）

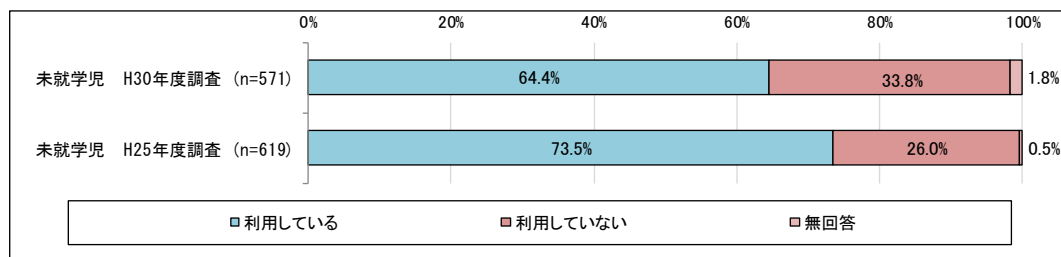


4 教育・保育の利用状況と利用意向

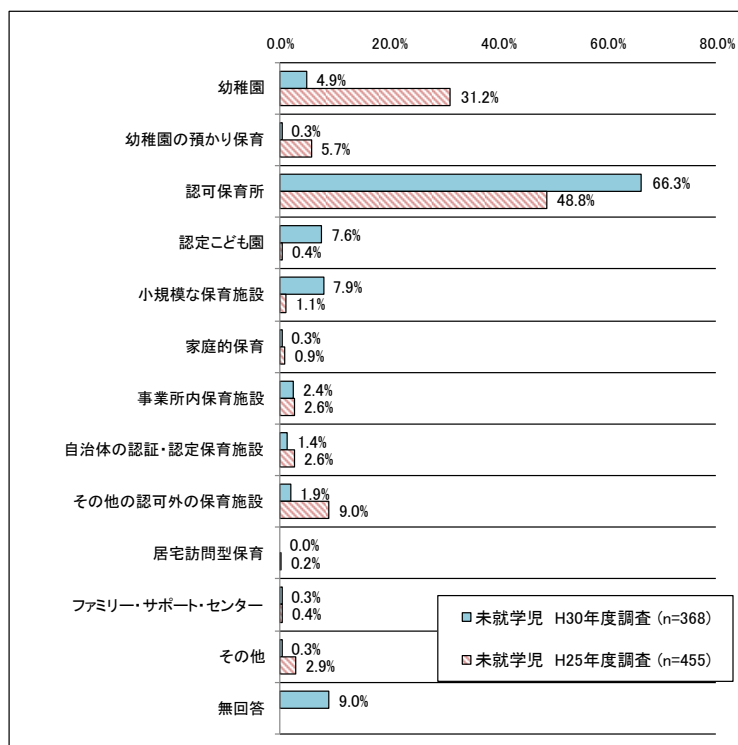
未就学児の保護者で幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育事業を「利用している」割合は64.4%となっており、これは、就労している母親の割合（69.7%）とほぼ同数となっています。利用している施設は、「認可保育所」が66.3%、「認定こども園」が7.6%、「小規模な保育施設」が7.9%、「幼稚園」が4.9%となり、合わせて86.7%となっています。今後、全国的には、育児休業取得者の増加や幼児保育料の無償化の実施により、事業の利用者増が見込まれていますが、益城町においては、現在でも事業を利用している人の割合が高いことから、利用者数の急激な変化はないものと思われます。

現在利用していない人も含めて、今後の教育・保育事業に対する利用意向をたずねたところ、「認可保育所」が74.4%、「認定こども園」が34.5%、「幼稚園」が30.3%となっており、現在の利用状況と比較すると、認定こども園及び幼稚園に対する潜在的なニーズが高いことがうかがえます。

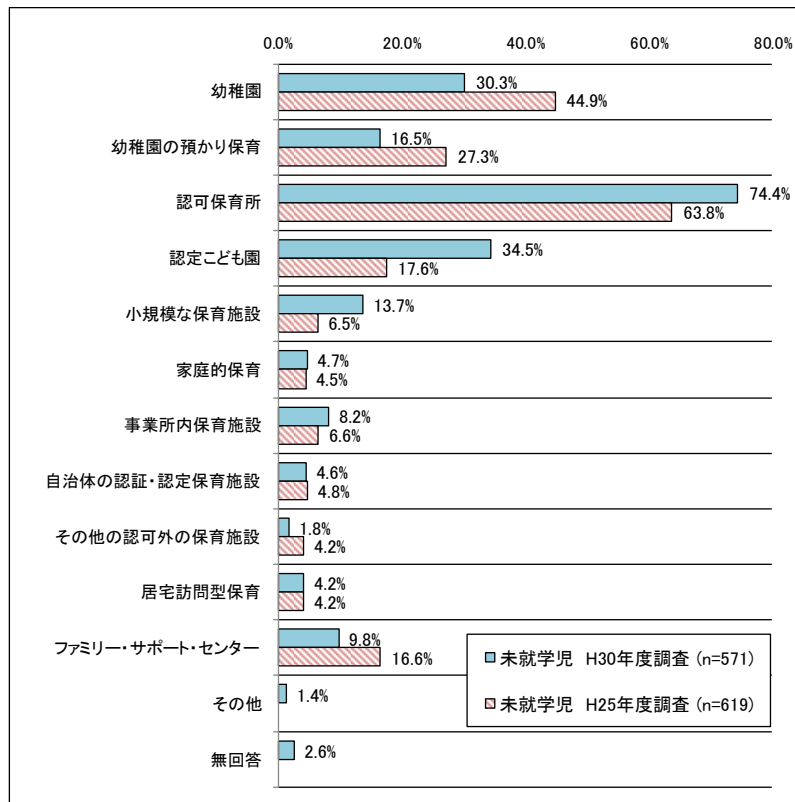
■ 定期的な教育・保育事業の利用状況



■ 現在利用している定期的な教育・保育事業



■「定期的に」利用したいと考える教育・保育事業

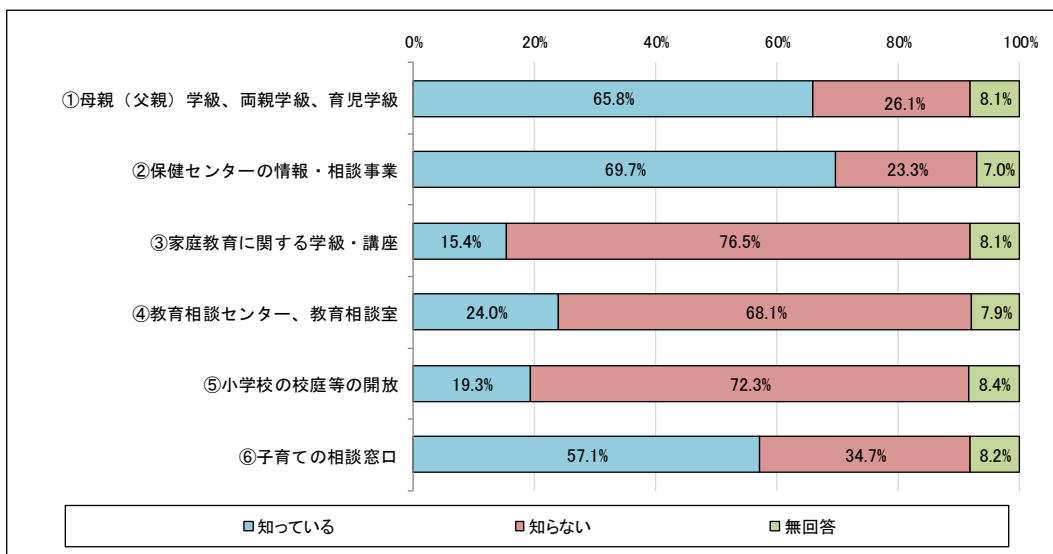


5 町が実施している主な事業の認知度と利用状況及び利用意向

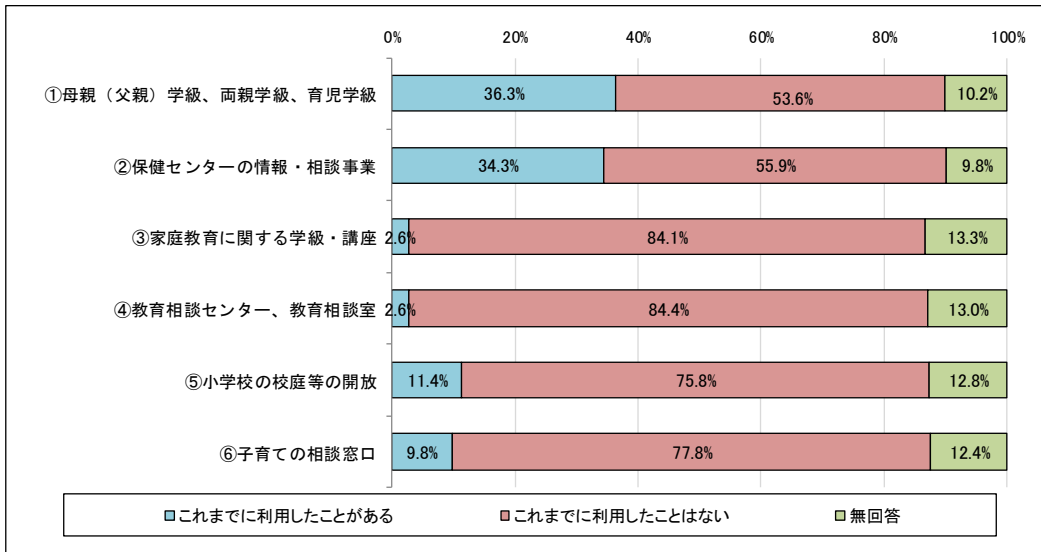
町が実施している主な子育て関連事業の認知度では、「保健センターの情報・相談事業」(69.7%)が最も高くなっています。

今後は各事業の認知から経験に至るまでのきっかけづくりと利用意向に対応できる供給体制の確保が必要と考えられます。

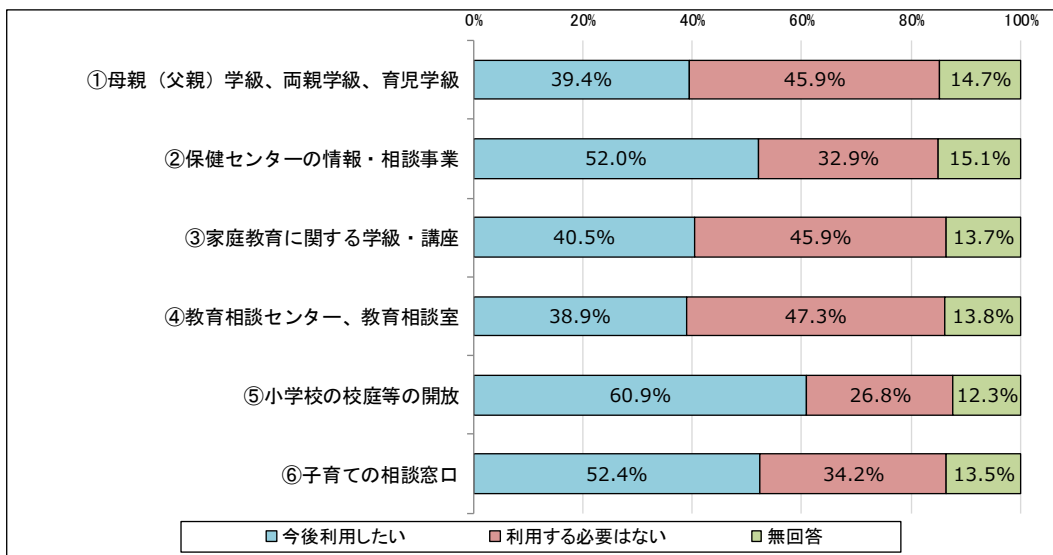
■子育て関連事業の認知度



■ 子育て関連事業の現在の利用状況



■ 子育て関連事業の今後の利用以降



6 小学校における放課後の過ごし方

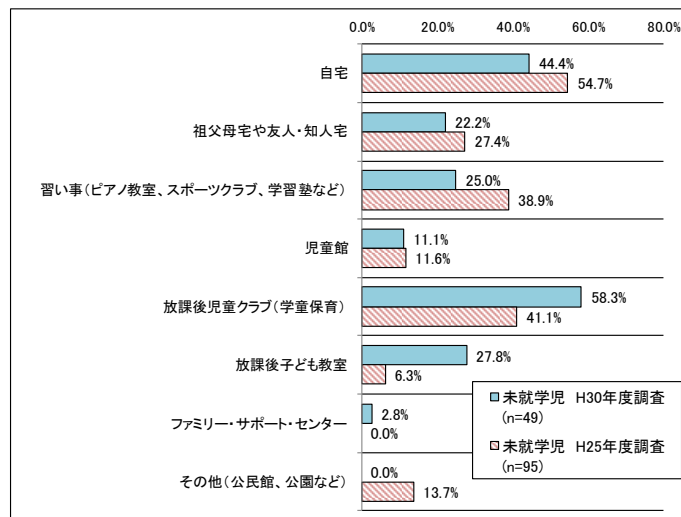
未就学児の保護者の小学校入学後における、放課後の過ごし方の希望は、低学年（1～3年生）では「放課後児童クラブ（学童保育）」が58.3%と最も高く、次いで「自宅」が44.4%となっています。

一方、就学児の現在、放課後を過ごしている場所は、「自宅」が66.4%と最も高く、「放課後児童クラブ（学童保育）」27.8%となっており、希望と現状が逆になっています。また、未就学児の保護者の高学年（4～6年生）の時の希望は、「自宅」が67.3%、「習い事」が51.0%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が22.4%となっています。

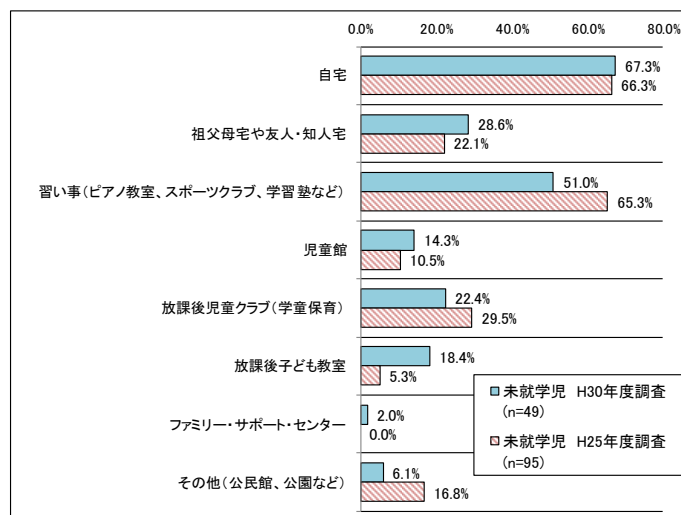
また、放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望のうち、土曜日に6割程度、日曜・祝日に2割程度が利用を希望しています。

働く保護者にとって、学童保育とは重要な社会資源であると言えます。今後も安心して預けることができるとともに、多様なニーズを踏まえた開設時間の見直しなど学童保育を維持していくことが求められています。また、放課後子ども教室のニーズも高まってきていることから、同事業の利用時間や内容について引き続き検討していくことが必要です。

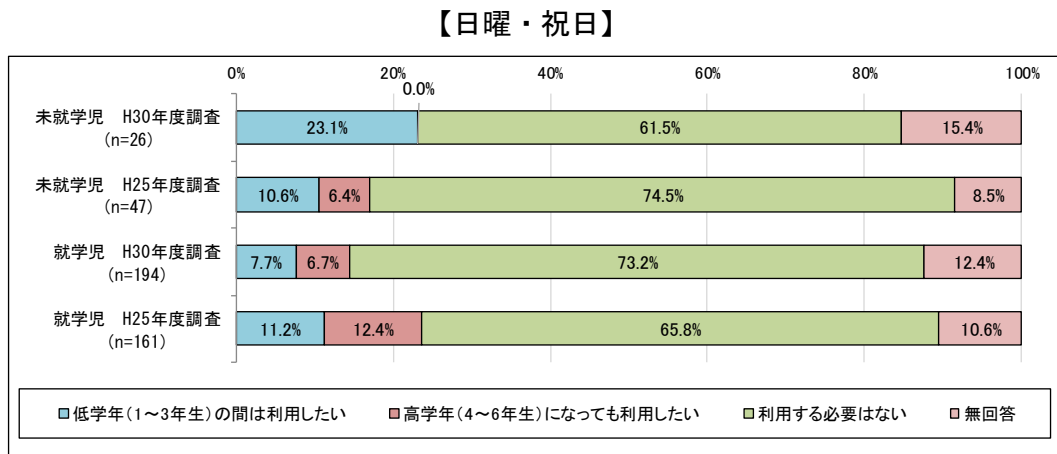
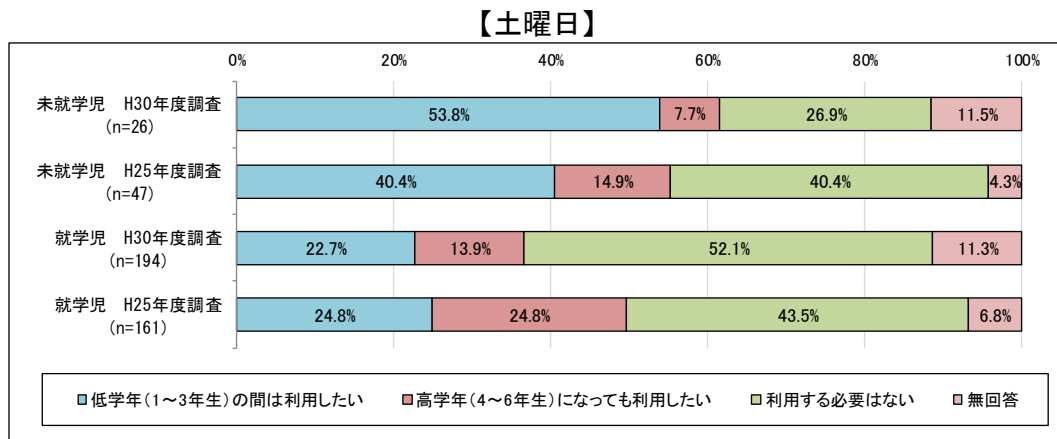
■ 低学年の放課後の過ごし方の希望



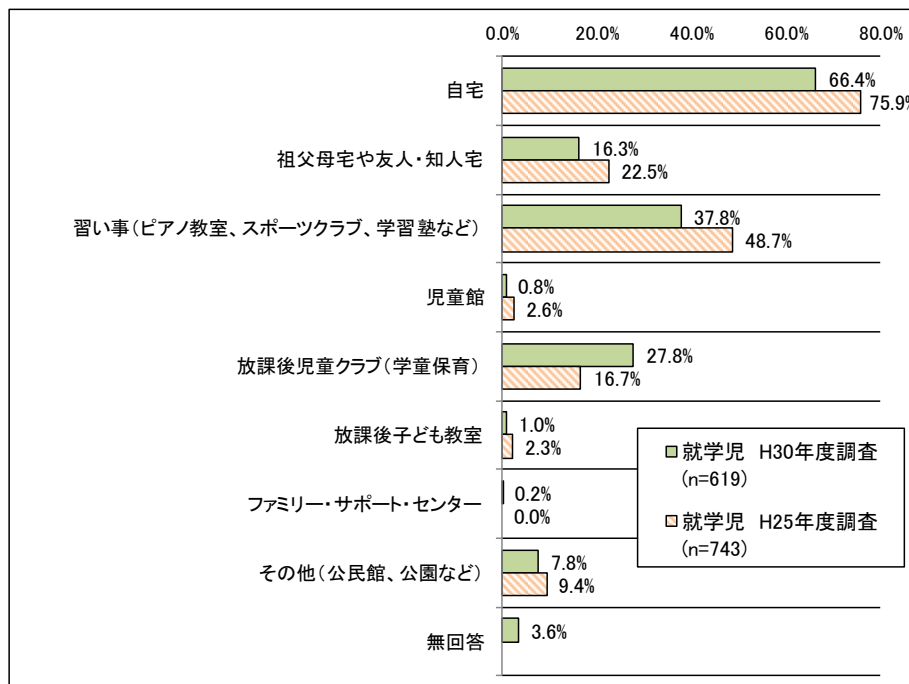
■ 高学年の放課後の過ごし方の希望



■土曜日、日曜・祝日の利用意向



■実際の放課後の過ごし方（就学児のみ）

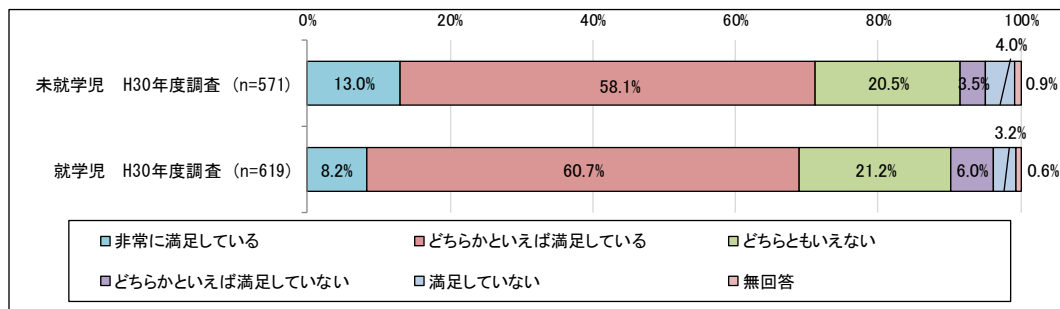


7 子育ての環境や支援への満足度

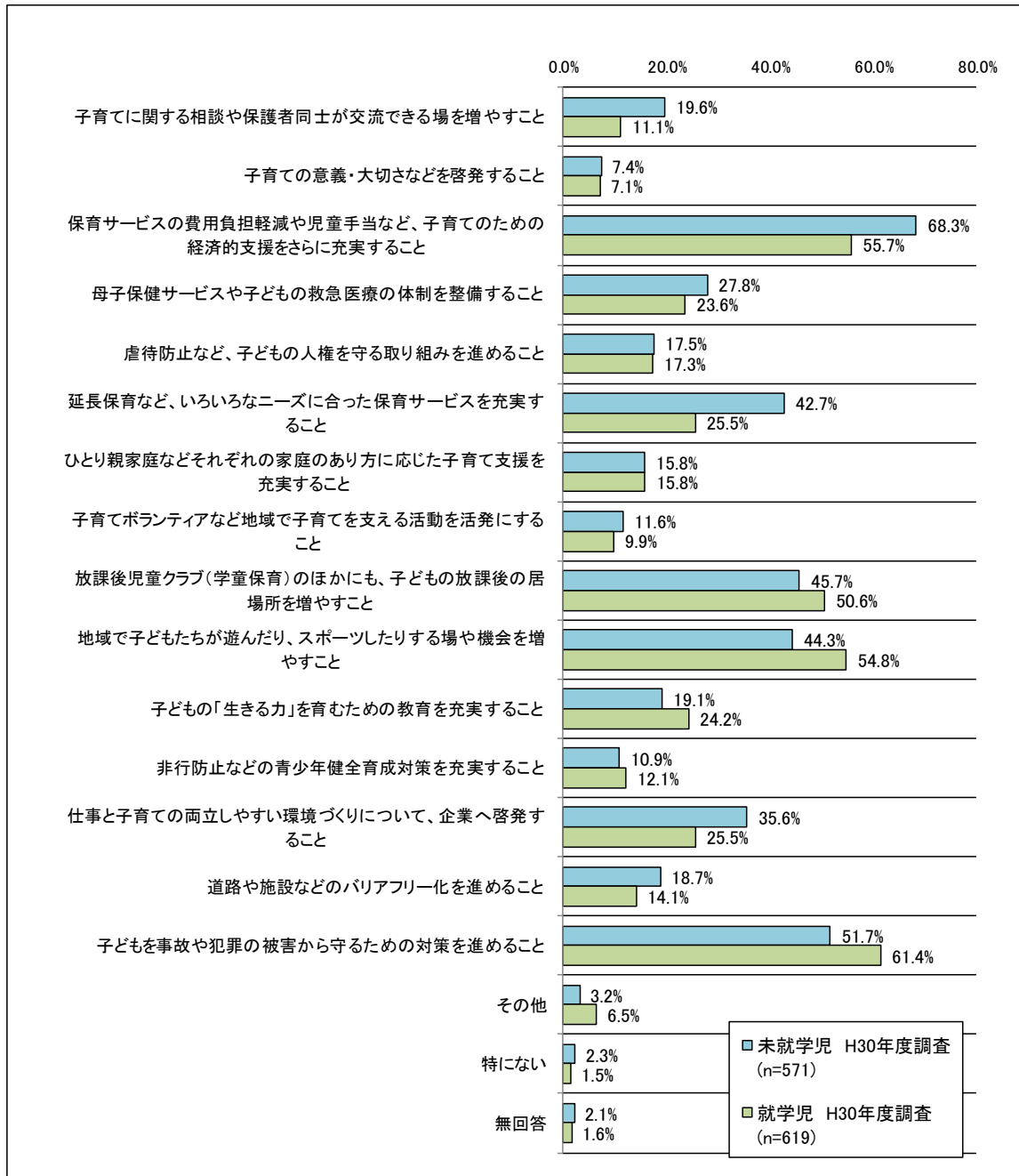
お住まいの地域における子育ての環境や支援の満足度については、未就学児においては「どちらかといえば満足している」(58.1%)が最も高く、次いで「どちらともいえない」(20.5%)、「非常に満足している」(13.0%)の順となっており、就学児においては「どちらかといえば満足している」(60.7%)が最も高く、次いで「どちらともいえない」(21.2%)、「非常に満足している」(8.2%)の順となっています。

また、安心して子育てができ、子どもがのびのびと育つために、充実してほしいと思うことについては、未就学児では「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をさらに充実すること」(68.3%)が最も高くなっており、次いで「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進めること」(51.7%)、「放課後児童クラブ(学童保育)のほかにも、子どもの放課後の居場所を増やすこと」(45.7%)の順となっており、経済的なこと、安全面・安心に関わること、放課後の居場所に関することと、要望は多岐に渡っていることがうかがえます。

■ お住まいの地域における子育ての環境や支援の満足度



■ 安心して子育てができ、子どもがのびのびと育つために、充実してほしいと思うこと



第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて施策が推進されることが重要となります。

本町では、第一期計画において「みんなで子育て いきいき親子」を基本理念として掲げ、サービスの供給体制の確保に努めるとともに、様々な施策を推進しています。

本計画では、第一期計画の基本理念を引き継ぎ、地域の支援の輪の中で、子どもとその保護者が「益城町で子育てができてよかった」、「益城町で子育てがしたい」と思ってもらえるような、子育て支援が充実したまちづくりを目指します。

基本理念

みんなで子育て いきいき親子

2 基本的視点

本計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針で示された、子どもの育ちや子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義、社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割を明確にするという観点から、以下の3点を計画の基本的視点とします。

(1) 一人ひとりの子どもを尊重する視点

一人の人間として子どもの気持ちや考えを大切にし、常に「子どもの最善の利益」を考慮し、すべての子どもの生存と発達が保障される地域を目指します。

(2) 親とともに町ぐるみで子育てする視点

親の仕事と家庭生活の変化を踏まえて、多様化している親の子育て観（子育てのスタイルや思い）に寄り添い、具体的に支援しながら、地域社会全体での子育てを目指します。

(3) 教育・保育の担い手の量と質を充実する視点

幼稚園教諭や保育士等の量・質の拡充は子ども・子育て支援策にとっての鍵と言える取り組みであり、その待遇改善や質の高い研修、教育・保育内容の充実した魅力ある職場づくり、再就職支援等を進めます。

3 基本目標

基本目標1 幼児期の教育・保育の充実

核家族化や女性の社会進出に伴う保育ニーズの増加により、待機児童が増加しています。すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、保育施設等を計画的に整備するとともに必要なサービス料を確保するなど、教育・保育の充実に努めます。

基本目標2 地域における子育ての支援

すべての子育て家庭を支援するために、子どもの状況や家庭環境に合わせて対応できるよう、子育て支援サービスの充実を図ります。また、子育て家庭が、サービスを効率的に利用できるよう、周知・啓発に努めます。

子どもの健全な成長のため、親育ちの過程を支援する（健康教育と連携）とともに、社会全体で子育てを支援し、応援していく意識づくりに務め、地域における自主的な活動を支援し、活性化を図るとともに、地域の子育てネットワークの構築をめざします。

また、妊娠期から出産に係る悩みや不安の解消に向けて支援し、子育てに喜びを感じることができるよう、子育ての不安、負担の軽減に努めます。

基本目標3 子どもと親の健康づくり

子どもを安心して産み育てられるよう、妊産婦や乳幼児の健康管理、小児医療体制の充実、子どもの医療費助成（中学生までを維持）、子どもの正しい食習慣を普及啓発する食育の推進など、保健・福祉及び教育の連携を強化しつつ、子どもと子育て家庭の保健施策を充実していきます。

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

心身ともに健康な子どもの成長を支援していくため、家庭における教育力の向上、地域活動への支援、子どもとじっくり向き合う教職員の育成など、家庭・学校・地域の相互の取り組みによって教育を担い、社会全体で子どもを育む教育施策を充実していきます。

また、子どもたちを交通事故や犯罪から守るため、地域の関係機関の連携による交通安全・防犯体制を強化するなど、安全・安心なまちづくりに努めます。

基本目標5 仕事と子育てを支える地域社会づくり

男女がともに協力して子育てをしながら働くことができる社会づくりを進めるため、仕事と家庭の調和がとれるよう働き方の見直しを行う、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の推進を企業等とともに進め、安心して仕事と子育てができる環境づくりに取り組みます。

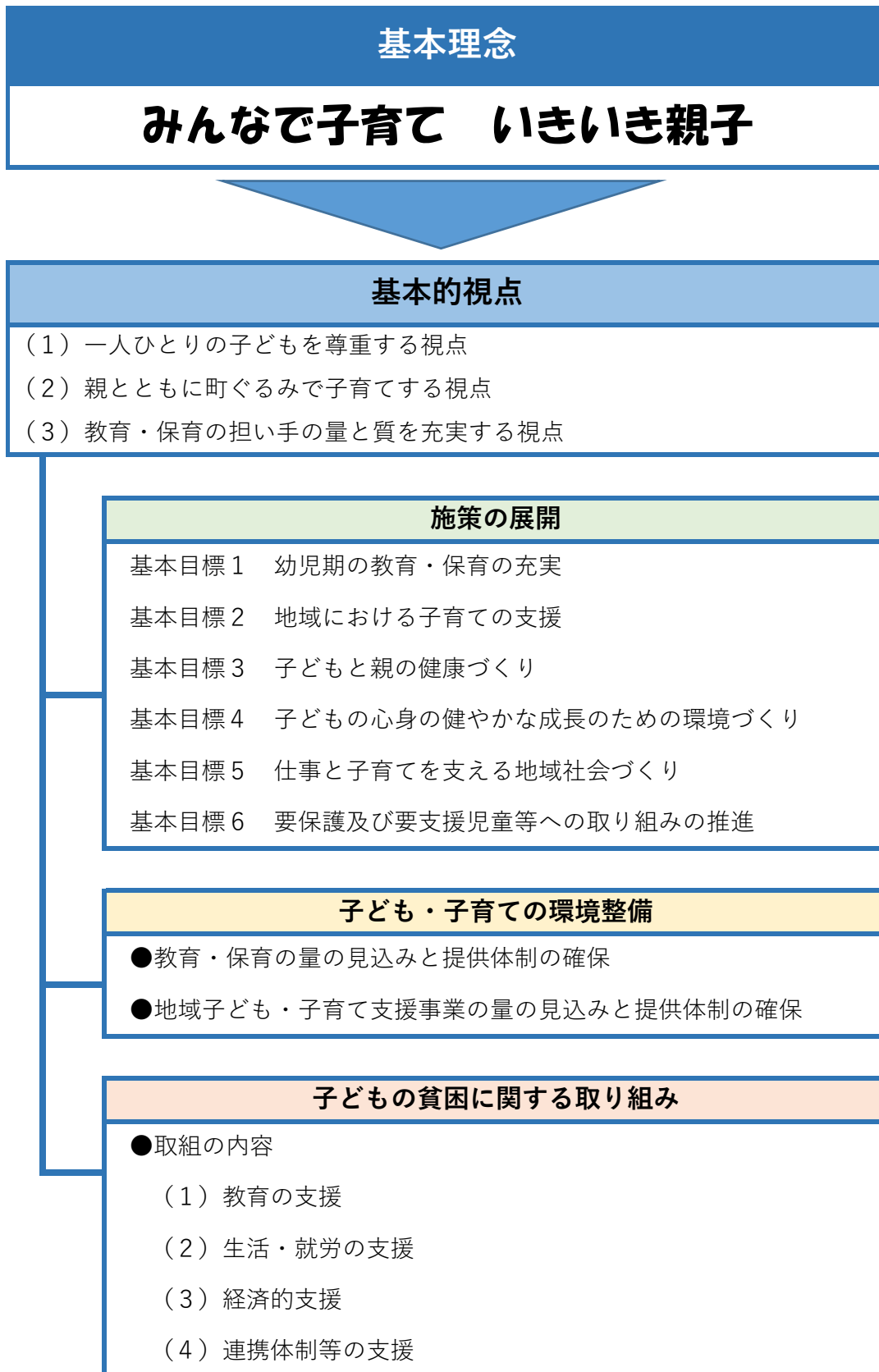
基本目標6 要保護及び要支援児童等への取り組みの推進

近年、増加傾向にある児童虐待については、深刻な社会問題となっています。児童虐待があってはならないという認識を地域社会で共有できるよう、啓発活動に努めるとともに、関係機関の連携を密にし、児童虐待に向けての取り組みを強化します。

また、ひとり親家庭では、自立に向けた情報提供等のサポート体制の充実により、生活の安定と子どもの健やかな成長を図っていきます。

さらに、様々な機会を通じて疾病や障がいの早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関と連携を図り支援していきます。

4 施策の体系（体系図）



第4章 施策の展開

基本目標 1 幼児期の教育・保育の充実

(1) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つのタイプがあります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

| | |
|-------|--|
| 幼保連携型 | 認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営を行う、認定こども園としての機能を果たすタイプ |
| 幼稚園型 | 認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ |
| 保育所型 | 認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ |
| 地方裁量型 | 幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ |

今後も保護者の意向に沿って、教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、認定こども園の普及促進と適切な運営を図ります。

(2) 教育・保育の質の向上

幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人一人にとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人一人の様子を小学校に伝える方法を検討し、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。また、幼児教育・保育の質の更なる向上に向けて、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等について検討します。

(3) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。

基本目標 2 地域における子育ての支援

(1) 子どもの居場所の充実

子どもたちが安心して自由にのびのびと遊び、ふれあうことができるよう、児童館等を活用し、放課後や長期休暇における子どもたちの居場所づくりの充実に努めます。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|--------------|--|--------|
| 児童館 | <p>18歳までの児童を対象とした「子どもの遊び場」です。児童の健康を増進し、情操を豊かにするため、地域児童を対象とした「キッズタイム」、自由に参加できる乳幼児向けイベント「おひさまひろば」、0歳向け「びよびよタイム」、母親クラブ「ふぁん！ふぁん！ままくらぶ」などを開催しています。</p> <p>今後は、事業内容に関する広報活動を強化していくとともに、健康づくり推進課や教育現場との連携を深め、取り組みの更なる充実に努めます。</p> | こども未来課 |
| 放課後子ども教室推進事業 | <p>そろばんを主に学習し、講師は公民館講座そろばん教室の受講生が中心となり、各小学校で指導を行っています。今後も引き続きそろばん教室を実施し、活動内容の充実に努めます。</p> | 生涯学習課 |
| いじめ電話相談室 | <p>小中学校で発生する「いじめ」の相談に、町が委嘱した社会教育指導員2名が対応し、問題の早期解決が図れるようにアドバイスを行っています。今後も広報等の媒体を活用した情報発信、学校への情報提供など、事業の周知を図るとともに、相談があった場合の対応や関係機関との連携を密に行えるよう取り組みます。</p> | 生涯学習課 |

(2) 親支援の充実

妊娠期から出産、子育てに係る悩みや不安の解消に向けて支援し、子育てに喜びを感じるができるよう、子育ての不安、負担の軽減に努めます。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|-----------|---|----------|
| こうのとりサークル | <p>妊婦とその家族（夫、祖父母等）を対象に、妊娠・子育てに関する知識の普及を図るとともに、不安や悩みを解消し、参加者同士が交流を行う場として実施しています。沐浴実習、妊婦体験ジャケットの着用等を取り入れ、家族で妊娠・出産・子育てを協力して行えるよう支援しています。</p> | 健康づくり推進課 |

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|---------------------|--|----------|
| 子育て広場 | 子育てに関する不安や悩み、子どもの発育、発達などに対して、気軽に保健師・管理栄養士・歯科衛生士などに相談できる場として、月に2回益城町保健福祉センターで実施しています。子どもの発育、発達の確認の場、参加者同士の交流の場にもなっています。 | 健康づくり推進課 |
| 親育ち支援講座 (すこやか広場) | 0歳から5歳までの子どもを持つ親が集まり、親自身の生活や子育て、家庭のことなど、参加者が話したいことについて安心して考えることができるよう支援します。 | こども未来課 |

(3) 経済的支援の充実

子育て中の家庭は、養育費や医療費などの負担が大きいことから、その経済的負担を軽減するため、児童手当や子ども医療費の助成などの支援を行い、子育て家庭の安定に努めていきます。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|------------|---|--------|
| 児童手当 | 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、中学校3年生までの児童を養育する方を対象として、年齢、所得に応じた手当を支給します。 | こども未来課 |
| 子ども医療費助成事業 | 子どもに係る医療費を中学校3年生まで助成する制度です。病気の早期治療を促進し、その健康の保持および健全な育成と、子育て支援を図ることを目的として実施しています。県内医療機関での外来受診時は現物給付（窓口での一部負担なし）とし、柔整・治療用装具等、入院、県外の医療機関等での受診は償還払いでの助成を行っています。 | こども未来課 |
| 就学援助事業 | 経済的な理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して、就学に要する諸経費（学用品費、通学用品費、修学旅行費、給食費等）を援助する事業です。今後も継続して、周知方法の工夫や申請書様式の見直し等を行い、申請者の利便性向上に努めます。 | 学校教育課 |

基本目標3 子どもと親の健康づくり

(1) 妊娠・出産の支援

母子がともに健康な生活を送ることができるよう、妊婦健診等による母子の健康管理の充実や関連する支援団体等との連携を図っていきます。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|-------------------|--|----------|
| 妊婦健康診査 | 妊婦が安心・安全に出産できるように、妊娠中に定期的な健診を行うことで、母子の健康状態を確認する事業です。経済的な負担を少なくするために健診費用の助成を行っています。 | 健康づくり推進課 |
| 母子健康手帳交付 | 妊娠届出時に交付する母子健康手帳は、妊娠・出産及び育児に関する親と子の健康記録として活用されています。交付時には、健康教育として妊娠出産に関する制度、母子健康手帳の使用方法についての話、保健・栄養・歯科指導を実施しています。また、母子健康手帳交付と同時に妊婦健診受診券を渡しています。 | 健康づくり推進課 |
| 家庭訪問 (妊産婦・乳幼児) | 妊婦、産婦、乳幼児に対して、家庭訪問による相談、保健指導が必要な時、また、本人や家族の希望があった時などに、保健師、管理栄養士等が家庭訪問を実施しています。 | 健康づくり推進課 |
| 子どもの事故防止啓発 | 乳幼児健診時に、事故防止について指導を行います。4カ月児・7カ月児健診時には、事故防止のポイントについて掲示、7カ月児健診では事故防止の冊子と「チャイルドマウス」を配付しています。1歳児、1歳半児健診では問診項目に「危険について教えているか」を入れ、確認、指導を行っています。2歳児健診では、事故防止についての資料を配付しています。 | 健康づくり推進課 |

(2) 子どもの健康の確保

各種健康診査や予防接種の機会を通じて、乳幼児期における子どもの健康の確保に努めます。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|----------|--|----------|
| 乳幼児健康診査 | <p>4か月児、7か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児の各時期に、益城町保健福祉センターで集団健診を実施しています。乳幼児の健全な成長の確認や疾病等の早期発見に取り組みます。また、健診の場を利用した親の育児不安の解消や、児童虐待の早期発見、防止の役割も担っています。</p> <p>◆乳幼児健診の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族が子どもの今の体の状態を理解し、子どもが病気にならない生活習慣を送ることができる。 ・家族や周りの人が子どもの発育・発達状況の確認ができる。 ・親が子育ての不安があれば相談できる。 <p>◆乳幼児健康診査の実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内科診察、発達チェック、身体計測、集団指導（保健、栄養、歯科）、個別指導（保健、栄養、歯科） <p>※1歳6か月児、2歳、3歳児健診は歯科診察を実施 ※2歳児健診は、内科診察はなし</p> | 健康づくり推進課 |
| 予防接種 | <p>予防接種法に基づいた予防接種（ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、BCG、麻しん・風しん混合、水痘、日本脳炎、二種混合、HPV感染症）を実施しています。予防接種については町内、町外（広域化契約）医療機関に委託し、乳幼児健診や窓口、他保健事業の機会を利用し予防接種を勧めています。また、日本脳炎、二種混合、麻しん風しん2期については個人通知をしています。</p> | 健康づくり推進課 |
| フッ化物塗布事業 | <p>1歳6か月児健診、2歳児健診、3歳児健診で行っている希望者へのフッ化物塗布実施しています。</p> | 健康づくり推進課 |
| フッ化物洗口事業 | <p>むし歯予防を目的に、町内の保育所、幼稚園の4歳児以上と小中学生を対象に、フッ化物洗口を実施しています。</p> | 健康づくり推進課 |

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|------------------------|--|--------------------|
| 母子保健事業や子育て支援事業に関する情報提供 | 乳幼児健診、育児相談等の1年間の予定を「ましきっ子のスケジュール」として、出生時に配布するほか、益城町保健福祉センターやこども未来課窓口への設置、町ホームページ上での掲載に取り組んでいます。 子育て支援事業については、改訂・変更があれば広報誌や町のホームページに掲載して町民への周知を促しています。 | 健康づくり推進課 こども未来課 |
| 心理相談 | 就学前の幼児を対象に、臨床心理士が、子どもの発達についての相談や発達検査を行います。 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場とんとん）において、精神保健福祉士／公認心理師による「子育てなんでも相談」を月1回実施しています。 | 健康づくり推進課 こども未来課 |
| 個別園訪問 | 乳幼児健診や心理相談において、継続支援が必要な子どもに対し、保護者の了承のもと、保健師、療育相談員が保育所、幼稚園を訪問し、集団生活の様子を観察します。また、必要に応じて園訪問後に保護者との面談を行います。 | 健康づくり推進課 |

（3）健康教育の推進

子どもや保護者が元気で健康に暮らすためには、自身の状態や病気についての知識が必要です。そのため、学校や地域で生活習慣のあり方等の教育を行い、子どもが積極的に健康について考える機会の充実に努めます。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|----------------|--|----------|
| つくしんぼ教室（遊びの教室） | 子どもへの関わりや子育てに困難さを感じている親およびその子ども、また乳幼児健診などで経過をみる必要がある子ども等を対象に、相談支援や小集団での遊びを、月に1回実施しています。今後も、乳幼児健診等を通じ対象者へ教室の参加を促します。 | 健康づくり推進課 |
| 食育歯科教室 | 管理栄養士と歯科衛生士が町内の保育所、幼稚園の年長児を対象に、講話とブラッシング指導を行います。 | 健康づくり推進課 |
| 親子クッキング | 3歳から就学前までの子どもとその保護者を対象に、子どもの食生活の確立と今までの食生活を振り返る機会として、こども未来課主催の「ふあん！ふあん！ままくらぶ」のカリキュラムとして朝食をつくる実習と試食を行っています。今後も、自分で作って自分で食べる喜びを幼児期から育むことに取り組みます。 | 健康づくり推進課 |

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|-----------|--|----------|
| 手づくり離乳食教室 | 保護者を対象に、子どもが、母乳、ミルク以外の食べ物を必要とする時期に、子どもの成長にあわせた離乳食をすすめるための学習を行うことを目的に実施しています。 | 健康づくり推進課 |

(4) 小児医療の充実

地域で安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤整備として、小児医療体制の一層の充実・確保に取り組みます。また、近隣の市町村、関係機関との連携のもと、小児救急医療体制の整備をめざします。

基本目標 4 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

(1) 社会全体で子どもを育む教育施策の充実

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、子育てを行う親や家族が安心して生き生きと子育てできる環境が必要です。そのため、子育てに対して大きな負担を感じ、不安や悩みを抱えている保護者や家族に対して不安の軽減を図り、適切な相談支援や情報提供を行います。また、子育て中の保護者に対して、子育て講座や講演などを実施し、家庭における子育て力の向上を図ります。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|------------|--|-------|
| ブックスタート事業 | すべての乳幼児とその保護者を対象に、絵本を介してゆっくり心ふれあうひとときをもつきっかけづくりとなるよう、健康づくり推進課と連携し、毎月行われる4カ月児健診時に絵本2冊の無償提供を行います。 | 生涯学習課 |
| おはなし会 | 町交流情報センター（図書館）において、毎週木曜日に幼児向け、土曜日に児童向けのお話会を定期開催しています。 | 生涯学習課 |
| 学校支援地域本部事業 | 教育委員会に統括的地域学校協働活動推進員、中央小、広安小に地域学校協働活動推進員を配置して、各学校地域連携担当者と連携しながら、地域連携の取組を実施します。また、地域支援ボランティアの人材確保に努めます。 | 生涯学習課 |

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|--------------|--|-------|
| スクールカウンセラー事業 | 熊本県から派遣されたスクールカウンセラーにより学校における教育相談体制の充実や問題行動等の解決を図るとともに、熊本地震に係る児童生徒の心のケアを実施しています。今後も熊本地震に係る児童生徒の心のケアを中長期的に行い、児童生徒の支援を行うとともに、引き続き学校における教育相談体制の充実を図り、問題行動等の解決につながるよう取り組みます。 | 学校教育課 |
| いきいき益城っ子育成事業 | 児童生徒に基本的な生活態度および学習態度を定着させるため、各小中学校のクラスに補助職員を配置することにより、個々の児童生徒が、いきいきとした学校生活を送ることを目的とする事業です。今後も、町内各小中学校で授業補助を行います。 | 学校教育課 |
| ドリーム益城っ子事業 | 教職員の負担を軽減するために各学校に1人ずつ配置し、コミュニティー・スクール事業や図書貸し出し業務等の教員の事務補助をメインに行います。 | 学校教育課 |

(2) 交通安全・防犯体制の強化

子どもたちを交通事故や犯罪から守るため、地域の関係機関の協力による交通安全・防犯体制の強化を図ります。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|---------|--|----------------|
| 交通安全・防犯 | 益城町通学路交通安全推進会議を実施し、通学路の危険箇所の安全対策に努めます。また、各小中学校で交通安全指導を実施するとともに、定期的に登校時間帯及び下校時間帯にパトロールを実施します。 | 危機管理課 学校教育課 |

基本目標 5 仕事と子育てを支える地域社会づくり

(1) 仕事と生活の調和の実現へ向けた取り組みの推進

保護者の多様な働き方やニーズに対応するため、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進を行い、仕事と子育てを両立するための環境づくりに努めます。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|--------------------|--|---------------|
| ワーク・ライフ・バランスの広報・啓発 | 男女が協力して家事・育児にかかわり、責任も楽しみも分かち合い、充実した生活を送ることができるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、第3次益城町男女共同参画計画に基づいて、広報誌や情報誌などさまざまな媒体を通じて広報・啓発に努めます。 | 総務課 |
| 就労・両立支援講座 | 再就職を希望する女性の就労支援講座や働く男女の家事支援講座などを実施し、職業生活を家庭生活の両立を支援する事業です。現在、熊本地震による影響で、実施場所の都合により就労支援講座のみ実施しています。将来的に複合施設が建設されることを鑑みながら、就労・両立支援講座を検討し実施します。 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場とんとん）において、上益城就労支援委員による「ジョブカフェ」を月1回行い、就労の個別相談を行っています。 | 総務課 こども未来課 |

基本目標 6 要保護及び要支援児童等への取り組みの推進

(1) 児童虐待等の防止対策の充実

子どもや女性に対する相談事業の充実を図り、要保護・要支援児童の早期発見・早期対応や支援体制の強化に努めます。「要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」において、関係機関の連携を密にし、要保護児童等の情報共有及び支援の方向性を整理し、進捗管理を行います。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|--------|--|--------|
| 児童家庭相談 | こども未来課に相談窓口を設置し、家庭及び児童虐待をはじめとする児童及び妊産婦の福祉に関する問題の相談に応じ、必要な助言及び情報収集を行うとともに、これらに関する業務を行います。 | こども未来課 |

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|----------------------|--|-------|
| いじめ電話相談室 (再掲) | 小中学校で発生する「いじめ」の相談に、町が委嘱した社会教育指導員2名が対応し、問題の早期解決が図れるようにアドバイスを行っています。今後も広報等の媒体を活用した情報発信、学校への情報提供など、事業の周知を図るとともに、相談があった場合の対応や関係機関との連携を密に行えるよう取り組みます。 | 生涯学習課 |
| スクールカウンセラー事業 (再掲) | 熊本県から派遣されたスクールカウンセラーにより学校における教育相談体制の充実や問題行動等の解決を図るとともに、熊本地震に係る児童生徒の心のケアを実施しています。今後も熊本地震に係る児童生徒の心のケアを中長期的に行い、児童生徒の支援を行うとともに、引き続き学校における教育相談体制の充実を図り、問題行動等の解決につながるよう取り組みます。 | 学校教育課 |

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等に対する就労支援を行うとともに、生活安定のための経済的支援を実施し、自立を促進します。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|----------------|---|--------|
| 児童扶養手当 | ひとり親家庭等の父母に、児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日(一定の障がいの状態にある場合は20歳未満)まで、所得に応じて手当を支給します。町で申請を受け付け、県で認定後に支給します。 | こども未来課 |
| ひとり親家庭等医療費助成事業 | ひとり親家庭等の父・母は児童が20歳になる誕生月の末日まで(児童を扶養している場合に限る)、児童は18歳に達する日以降の最初の3月31日まで医療費を助成し、ひとり親家庭等の健康の保持および生活の安定と福祉の向上を図ります。 | こども未来課 |

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある児童の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携し、相談・療育体制の充実に努めます。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|---------------|--|------------------------|
| 心理相談（再掲） | 就学前の幼児を対象に、臨床心理士が、子どもの発達についての相談や発達検査を行います。 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場とんとん）において、精神保健福祉士／公認心理師による「子育てなんでも相談」を月1回実施しています。 | 健康づくり 推進課 こども未来課 |
| 個別園訪問（再掲） | 乳幼児健診や心理相談において、継続支援が必要な子どもに対し、保護者の了承のもと、保健師、療育相談員が保育所、幼稚園を訪問し、集団生活の様子を観察します。また、必要に応じて園訪問後に保護者との面談を行います。 | 健康づくり 推進課 |
| 保育所・幼稚園への巡回相談 | 気になる子どもへの早期支援の一環として、関係機関や庁内関係部署と連携し、1学期（5～6月、年長児対象）、2学期（10月～11月、年中児対象）に町内保育所・幼稚園で巡回相談を実施します。 | 学校教育課 |
| 特別支援教育事業 | 各小中学校に特別支援教育支援員1名を配置し、障がいのある児童生徒の学校生活上の介助や学習支援を行います。 | 学校教育課 |
| 小・中学校への巡回相談 | 発達障がいを含む障がいのある児童・生徒に対する適切な教育支援のため、学校の要請時に松橋東支援学校及び上益城地域療育センターに相談員の派遣を依頼して巡回相談を行うなど、特別支援教育に対する理解啓発に取り組むとともに、児童生徒の継続的な支援に努めます。 | 学校教育課 |
| 障害児通所支援 | 障がい児や療育が必要な子どもに対し、その年齢や状況に応じて「児童発達支援」、「放課後デイサービス」、「保育所訪問支援」の給付を行います。 「障害児通所支援」等の療育サービスの質の高めるため、行政、各事業所、児童発達支援センター等の連携を深めます。 | 福祉課 |
| 障害児相談支援 | 「障害児相談支援」の利用を促進し、「障害児通所支援」の利用者に対し、一貫した相談支援を行います。 | 福祉課 |

第5章 子ども・子育ての環境整備

1 子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で教育・保育に要する費用の給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります

【認定の区分】

| 認定区分 | 対象 | 保育の必要性の有無 | 主な利用施設 |
|--------------------|-------|-----------|--------------------------|
| 1号認定 (教育標準時間認定) | 満3歳以上 | 必要としない | 幼稚園 認定こども園 |
| 2号認定 (保育認定) | 満3歳以上 | 必要とする | 保育所 認定こども園 |
| 3号認定 (保育認定) | 満3歳未満 | 必要とする | 保育所 認定こども園 地域型保育事業 |

また、保育の必要性の認定に当たっては、(1) 保育を必要とする事由（保護者の就労・疾病など）※、(2) 保育の必要量（保育標準時間、保育短時間の2区分）、(3) 「優先利用」への該当の有無（ひとり親家庭、生活保護世帯など）の3点が考慮されます。

※保育を必要とする事由

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVの恐れがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方、及び益城町における教育・保育提供区域の設定は、以下の通りです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

- | |
|---|
| ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。 |
| ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。 |
| ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。 |

(2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

| ポイント① 事業量の調整単位として適切か | ポイント② 事業の利用実態を反映しているか |
|-------------------------|--------------------------|
| ●児童数や施設数は適切な規模か | ●居宅より容易に移動することが可能か |
| ●区域ごとに事業量の見込みが算出可能か | ●区域内で事業の確保が可能か |
| ●区域ごとに確保策を打ち出せるか | ●現在の事業の考え方と合っているか |

(3) 教育・保育提供区域について

益城町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

3 児童人口の推計

各サービスの「量の見込み」を算出するための基礎となる0歳から11歳までの児童数の推計は、2017年（平成29年）から2019年（平成31年）までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出しました。

※コーホート変化率法

各コーホート（同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

【推計児童数】

| 単位 (人) | 実績値 | 推計値 | | | | |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 |
| 0歳 | 262 | 271 | 267 | 265 | 261 | 258 |
| 1歳 | 311 | 270 | 279 | 276 | 273 | 269 |
| 2歳 | 271 | 312 | 271 | 279 | 276 | 274 |
| 3歳 | 346 | 278 | 320 | 277 | 287 | 283 |
| 4歳 | 370 | 355 | 285 | 328 | 285 | 294 |
| 5歳 | 400 | 370 | 355 | 285 | 328 | 285 |
| 6歳 | 330 | 401 | 371 | 356 | 286 | 329 |
| 7歳 | 346 | 336 | 409 | 379 | 364 | 292 |
| 8歳 | 375 | 347 | 337 | 410 | 380 | 365 |
| 9歳 | 363 | 378 | 350 | 340 | 414 | 383 |
| 10歳 | 394 | 365 | 380 | 352 | 342 | 416 |
| 11歳 | 335 | 404 | 374 | 389 | 360 | 350 |
| 合計 | 4,103 | 4,087 | 3,998 | 3,936 | 3,856 | 3,798 |

(単位：人)

4 量の見込みを定める事業とその事業内容

| 対象事業（教育・保育） | | 事業内容 |
|-------------|--|--|
| 1 | 教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞ | 1号（3～5歳）が対象。認定こども園は幼稚園と保育所の両方の機能を持つ施設。幼稚園は学校教育法に基づき満3歳から小学校就学前までの子どもの幼児期の学校教育を行う施設 |
| 2 | 保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞ | 2号（3～5歳）が対象。幼稚園は上記の事業内容参照 |
| | 保育認定②（認定こども園及び保育所） | 2号（3～5歳）が対象。保育所は保護者の就労や病気などにより、家庭で子どもの保育が出来ない場合に、0歳から小学校就学前までの子どもを保育する施設。認定こども園は上記の事業内容参照 |
| 3 | 保育認定③ （認定こども園及び保育所＋地域型保育） | 3号（0歳、1～2歳）が対象。地域型保育事業は市町村の認可事業で、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしており、小規模保育（利用定員6～19人）、家庭的保育（同5人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育がある。認定こども園と保育所は上記の事業内容参照 |

| 対象事業（地域子ども・子育て支援事業） | | 事業内容 |
|---------------------|----------------------------------|---|
| 1 | 一時預かり事業 | 幼稚園の一時預かりは通常の教育時間の終了後や夏休みなどに在園児を預かる事業。一時預かり事業は保護者の仕事等の都合により子どもを一時的に預かる事業。 |
| 2 | 延長保育事業 | 11時間の開所時間の前後の時間に、さらに延長して保育を実施する事業。 |
| 3 | 利用者支援事業 | 子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。実施施設ごとに、「基本型」「特定型」「母子保健型」のいずれかを選択して実施。 |
| 4 | 放課後児童健全育成事業 （学童保育所・学童クラブ） | 放課後等、就労などにより昼間家庭に保護者のいない子どもを対象に、放課後児童支援員の支援の下で遊びや生活の場を提供する事業。 |
| 5 | 子育て短期支援事業（ショートステイ） | 保護者の病気や冠婚葬祭などで、一時的に家庭での保育が困難な場合に、児童養護施設などで子どもを預かる事業。 |
| 6 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な事業提供につなげる事業。 |
| 7 | 養育支援訪問事業 （要保護児童等に対する支援に資する事業） | 育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等も問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業。対象は乳児家庭全戸訪問事業等により把握した必要と認められる児童や保護者等。 |
| 8 | 地域子育て支援拠点事業 | 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。 |
| 9 | 病児・病後児保育事業 | 子どもが病気などのために保育所等に預けられない場合で、保護者が就労などにより家庭での保育が難しいときに、子どもを医療機関などに併設した施設で預かる事業。 |
| 10 | 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター） | 会員登録した地域住民が自宅で子ども（小学生）を預かる事業。預かる会員と預ける会員による相互援助活動。 |
| 11 | 妊婦健康診査 | 母子の健康状態を確認するため、問診や血液検査、超音波検査などを行う健康診査。 |

5 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

■令和2年度

| (単位：人) | | 1号 | 2号 | | 3号 | | | | |
|--------------|---------------|-----|-----------------|------|-----|------|-----|-----|-----|
| | | | 幼稚園の 利用希望が強い | 左記以外 | 0歳 | 1、2歳 | | | |
| ①量の見込み | | 331 | 703 | | 127 | 421 | | | |
| | | | 85 | 618 | | | | | |
| 確保 方 策 | 幼稚園 | 330 | / | | | | | | |
| | 認定こども園（幼稚園部分） | 53 | | | | | | | |
| | 認定こども園（保育所部分） | | | | | | 52 | 14 | 41 |
| | 保育所 | | | | | | 647 | 104 | 329 |
| | 地域型保育事業 | | | | | | | 22 | 63 |
| | 企業主導型（地域枠） | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| | ②確保方策の合計 | 383 | | | | | 699 | 140 | 433 |
| ②-① | | 52 | ▲4 | | 25 | | | | |

■令和3年度

| (単位：人) | | 1号 | 2号 | | 3号 | | | | |
|--------------|---------------|-----|-----------------|------|-----|------|-----|-----|-----|
| | | | 幼稚園の 利用希望が強い | 左記以外 | 0歳 | 1、2歳 | | | |
| ①量の見込み | | 317 | 673 | | 125 | 398 | | | |
| | | | 81 | 592 | | | | | |
| 確保 方 策 | 幼稚園 | 330 | / | | | | | | |
| | 認定こども園（幼稚園部分） | 53 | | | | | | | |
| | 認定こども園（保育所部分） | | | | | | 52 | 14 | 41 |
| | 保育所 | | | | | | 647 | 104 | 329 |
| | 地域型保育事業 | | | | | | | 22 | 63 |
| | 企業主導型（地域枠） | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| | ②確保方策の合計 | 383 | | | | | 699 | 140 | 433 |
| ②-① | | 66 | 26 | | 50 | | | | |

■令和4年度

| (単位：人) | | 1号 | 2号 | | 3号 | |
|--------------|---------------|-----|-----------------|------|-----|------|
| | | | 幼稚園の 利用希望が強い | 左記以外 | 0歳 | 1、2歳 |
| ①量の見込み | | 294 | 624 | | 124 | 401 |
| | | | 75 | 549 | | |
| 確保 方 策 | 幼稚園 | 330 | | | | |
| | 認定こども園（幼稚園部分） | 53 | | | | |
| | 認定こども園（保育所部分） | | 52 | 14 | 41 | |
| | 保育所 | | 647 | 104 | 329 | |
| | 地域型保育事業 | | | 22 | 63 | |
| | 企業主導型（地域枠） | | 0 | 0 | 0 | |
| | ②確保方策の合計 | | 383 | 699 | 140 | 433 |
| ②-① | | 89 | 75 | 48 | | |

■令和5年度

| (単位：人) | | 1号 | 2号 | | 3号 | |
|--------------|---------------|-----|-----------------|------|-----|------|
| | | | 幼稚園の 利用希望が強い | 左記以外 | 0歳 | 1、2歳 |
| ①量の見込み | | 297 | 631 | | 122 | 397 |
| | | | 76 | 555 | | |
| 確保 方 策 | 幼稚園 | 330 | | | | |
| | 認定こども園（幼稚園部分） | 53 | | | | |
| | 認定こども園（保育所部分） | | 52 | 14 | 41 | |
| | 保育所 | | 647 | 104 | 329 | |
| | 地域型保育事業 | | | 22 | 63 | |
| | 企業主導型（地域枠） | | 0 | 0 | 0 | |
| | ②確保方策の合計 | | 383 | 699 | 140 | 433 |
| ②-① | | 86 | 68 | 54 | | |

■令和6年度

| (単位：人) | | 1号 | 2号 | | 3号 | |
|--------------|---------------|-----|-----------------|------|-----|------|
| | | | 幼稚園の 利用希望が強い | 左記以外 | 0歳 | 1、2歳 |
| ①量の見込み | | 284 | 605 | | 121 | 393 |
| | | | 73 | 532 | | |
| 確保 方 策 | 幼稚園 | 330 | | | | |
| | 認定こども園（幼稚園部分） | 53 | | | | |
| | 認定こども園（保育所部分） | | 52 | 14 | 41 | |
| | 保育所 | | 647 | 104 | 329 | |
| | 地域型保育事業 | | | 22 | 63 | |
| | 企業主導型（地域枠） | | 0 | 0 | 0 | |
| | ②確保方策の合計 | 383 | 699 | 140 | 433 | |
| ②-① | | 99 | 94 | 59 | | |

■量の見込み

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定することとし、過去の実績を基に算出した利用率（各区分の認定者数／各年級の児童数）を、推計児童数に乗じて算出しました。

■確保方策

令和2年度における、町内の教育・保育施設の定員数（予定）の合計を、計画期間内の各年度の確保方策としています。

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

①一時預かり事業

保育所や認定こども園、幼稚園において、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に行う事業です。

※1号認定を受けた子どもの預かり（幼稚園型）

| (単位：人日/年) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 3,876 | 3,712 | 3,443 | 3,478 | 3,325 |
| 箇所数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 確保方策 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 |

■量の見込み

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいて量の見込みを算出しました。

■確保方策

既存の幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）で確保します。

※特定教育・保育施設を利用していない子どもの預かり（一般型）

| (単位：人日/年) | | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|---------------------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | | | 605 | 605 | 605 | 605 | 605 |
| 確保方策 | 一時預かり事業 (在園児対象型除く) | 箇所数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | | 確保方策 | 480 | 480 | 480 | 480 | 480 |
| | 子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く) | 箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 確保方策 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 |
| | 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) | 箇所数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | | 確保方策 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |

■量の見込み

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいて量の見込みを算出しました。

■確保方策

平成28年より事業を開始しましたが、保育士の確保が出来ず、平成29年から休止している状況です。今後、利用ニーズに対応できるように、事業の再開に向けて検討・調整を行います。

②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

| (単位：人／年) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 718 | 684 | 658 | 656 | 638 |
| 箇所数 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| 確保方策 | 1272 | 1272 | 1272 | 1272 | 1272 |

■量の見込み

ニーズ調査の結果に基づき、量の見込みを設定しました。

■確保方策

認定こども園、認可保育所及び地域型保育事業19園にて、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

③利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施したり、母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応するため保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施する事業です。

【母子保健型】

| (単位：箇所数) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

■量の見込み

利用者支援事業は、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援の事業を円滑に利用できることが必要なことから日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村の窓口などでの実施とされています。

国の補助基準では、「1市町村当たりの箇所数は、10月1日時点0～5歳児人口を10,000で除して得られた数を上限とする。(1万人未満切り上げ)」とされていることから、本町の実施箇所数上限は1箇所となります。

■確保方策

本町では、令和2年度より母子保健型で事業を実施する予定です。

④放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

| (単位：人／年) | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量 の 見 込 み | 1年生 | 192 | 183 | 181 | 150 | 177 |
| | 2年生 | 123 | 154 | 147 | 146 | 120 |
| | 3年生 | 116 | 116 | 145 | 139 | 137 |
| | 4年生 | 21 | 20 | 20 | 25 | 24 |
| | 5年生 | 13 | 14 | 13 | 13 | 17 |
| | 6年生 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 合計 | 466 | 488 | 508 | 473 | 477 |
| 箇所数 | | 9 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 確保方策 | | 486 | 526 | 526 | 526 | 526 |

■量の見込み

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定することとし、過去の実績を基に算出した利用率（各学年の利用人数／各学年の児童数）を毎年3%増で見込んだ上で、推計児童数に乗じて算出しました。

■確保方策

今後しばらくは利用希望者の増加が見込まれます。施設の整備や余裕教室の利用等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、一定の期間、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業です。

| (単位：人日／年) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 16 | 16 | 15 | 15 | 15 |
| 箇所数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 確保方策 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |

■量の見込み

ニーズ調査の結果に基づき、量の見込みを設定しました。

■確保方策

現在事業を実施している3箇所で実施し、ニーズに対応していきます。

⑥乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うほか、養育相談や助言を行う事業です。

| (単位：人日／年) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 量の見込み | 271 | 267 | 265 | 261 | 258 |
| 確保方策 | 実施体制：8人 実施機関：こども未来課、健康づくり推進課 | 実施体制：8人 実施機関：こども未来課、健康づくり推進課 | 実施体制：8人 実施機関：こども未来課、健康づくり推進課 | 実施体制：8人 実施機関：こども未来課、健康づくり推進課 | 実施体制：8人 実施機関：こども未来課、健康づくり推進課 |

■量の見込み

近年の訪問実績に基づき、量の見込みを設定しました。

■確保方策

8人の実施体制を組み、見込み量を確保します。

⑦養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・支援等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

| (単位：人日/年) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 量の見込み | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 確保方策 | 実施体制：3人 実施機関：こども未来課 | 実施体制：3人 実施機関：こども未来課 | 実施体制：3人 実施機関：こども未来課 | 実施体制：3人 実施機関：こども未来課 | 実施体制：3人 実施機関：こども未来課 |

■量の見込み

近年の訪問実績に基づき、量の見込みを設定しました。

■確保方策

町こども未来課で3人の実施体制を組み、見込み量を確保します。

⑧地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

| (単位：人日/月) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| 箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策 | 220 | 220 | 220 | 220 | 220 |

■量の見込み

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定しました。

■確保方策

現在事業を実施している1箇所で実施し、ニーズに対応していきます。

⑨病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

| (単位：人日／年) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 426 | 429 | 435 | 439 | 445 |
| 箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策 | 960 | 960 | 960 | 960 | 960 |

■量の見込み

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定することとし、過去の実績を基に算出した利用率（延べ利用人数／0～11歳の児童数）を毎年3%増で見込んだ上で、推計児童数に乗じて算出しました。

■確保方策

現状での受け入れ可能人数は1日あたり4人で、年間開所日数を240日として計算した延べ人数を、年間の受け入れ可能人数として対応します。

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生を対象として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者からなる会員組織であり、子どもの預かりを主とした相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。（ここでは就学児が対象）

| (単位：人日／年) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |

■量の見込み

ニーズ調査の結果、これまでの実績ともに0人となっていますが、今後の利用増を勘案して見込み量を設定しました。

■確保方策

現在事業を実施している1箇所で実施し、ニーズに対応していきます。

⑪妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

| (単位：人日／年) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 量の見込み | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 |
| 確保方策 | 実施期間：各医療機関に委託 | 実施期間：各医療機関に委託 | 実施期間：各医療機関に委託 | 実施期間：各医療機関に委託 | 実施期間：各医療機関に委託 |

■量の見込み

近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。

■確保方策

母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診券を併せて交付します。基準額を上限として助成を行います。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、新制度に移行していない園における副食費等を助成する事業です。

■量の見込み・確保方策

事業の対象者より申し込みがあった場合には、円滑に事業の利用ができるように適切に対応します。

7 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

本町においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、すぐに児童相談所による支援を求める等関係機関との連携強化が不可欠です。

平成28年の児童福祉法の改正により、各自治体に子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う支援拠点である「子ども家庭総合支援拠点」の設置が努力義務として義務付けられたことから、その設置に向けた検討を行います。

また、体罰によらない子育て及び教育を推進するため、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方等について、家庭や教育・保育関係者に向けた周知・啓発を推進します。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。

特に母子家庭については、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。

また、母子・父子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

このように、ひとり親家庭が抱える困難には様々なものがあり、児童扶養手当を中心とした経済的な支援だけでなく、就労支援や生活支援といった総合的な自立支援策を推進していくことが重要です。

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子ども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、一人一人の希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、認定こども園、保育所、小学校等において、関係者が教育や療育などの必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援につなげていくことが重要です。特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知等、支援体制の整備を行う必要があります。

8 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

保護者が子育ての喜びを感じながら仕事を続けられる社会を作るためには、教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実だけではなく、働き方の見直しによる仕事と家庭生活、地域活動との調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現していくことが重要です。

特に県や企業、労働者団体等の関係機関と連携し、育児休業等の制度の普及・促進のための環境整備や事業主の取り組みの社会的評価の推進等の施策を実施していく必要があります。

本町では、平成31年3月に策定した「第3次益城町男女共同参画計画」に基づき、仕事と子育ての両立に関する住民・事業者への広報・啓発活動等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

【第3次益城町男女共同参画計画における、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の内容】

■ワーク・ライフ・バランスの推進

| 具体的な取り組み | 内 容 |
|------------------------------|--|
| 仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進 | 町内の事業所等に対して、仕事と家庭の両立支援を目的としたファミリー・フレンドリー企業の啓発・推進を行います。 |
| | 育児・介護休業法について、町内事業所等へ周知を図り、女性はもとより男性に対しても育児・介護休業制度の活用促進を働きかけます。さらに、男女が共に育児・介護休業などを取得しやすい環境を整備するよう働きかけます。 |
| | 保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童のために放課後児童クラブの充実を図り、児童の健全育成及び保護者の仕事と子育ての両立を支援します。 |
| | 緊急時に子どもの一時預かりなどを相互援助で行うファミリー・サポート・センター事業などの地域会員組織の充実を図ります。また、就労世帯等において、子どもが病気の際に家庭で保育ができない場合に子どもを預かる病児・病後児保育事業の充実を図り、子どもの安全と就労の支援を行います |
| 多様な働き方等への支援 | 女性が出産・子育て等を経験しながらも、継続して就業したり、再就職するなど、多様な働き方ができるように、情報提供や支援に努めます。 |

9 新・放課後子ども総合プランに基づく取組み

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」、及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業である「放課後子ども教室」の計画的な整備等を進めることを目的として2019年度から向こう5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

本町では、この「放課後子ども総合プラン」に基づき、引き続き放課後児童クラブと放課後子ども教室の効果的な運営及び連携体制の構築について検討・推進を図ります。

(1) 放課後子ども教室の概要

それぞれの小学校で地域の方や保護者の方の協力を得ながら、子どもたちが放課後を安全に過ごせる居場所づくりとして実施しています

| 実施場所 | 対象者 | 利用時間 |
|---------|---------|--|
| 飯野小学校 | 4年生～6年生 | 月曜日 16時30分～18時 ※12月～ 16時30分～17時30分（冬時間） |
| 広安西小学校 | 4年生～6年生 | 金曜日 16時30分～18時 |
| 広安小学校 | 4年生～6年生 | 火曜日 16時30分～18時 |
| 益城中央小学校 | 4年生～6年生 | 水曜日 16時30分～18時 ※12月～ 16時30分～17時30分（冬時間） |
| 津森小学校 | 4年生～6年生 | 水曜日 15時30分～17時 |

(2) 放課後子ども教室と放課後児童クラブの今後の方向性

放課後子ども教室については、今後とも、町内の子どもが放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、多様な体験・活動を楽しむことができるよう、実施体制及びプログラムの充実に取り組みます。

放課後児童クラブについては、今後しばらくは利用希望者の増加が見込まれます。施設の整備や空き教室・余裕教室の利用等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施については、各学校での実施状況などを踏まえ、検討します。

今後も放課後児童クラブの実施主体であることも未来課と、放課後子ども教室の実施主体である生涯学習課との間で協議の場を設け、実施内容や体制面など含めて検討します。

■計画年度内における放課後子ども教室の実施計画

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施箇所数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |

■計画年度内における放課後児童クラブの実施計画

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 箇所数 | 9 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 定員数(人/年) | 486 | 526 | 526 | 526 | 526 |

(3) 特別な配慮を必要とする児童への対応

子ども一人ひとりの個性やニーズを把握し、集団活動のメリットを生かしながら、適切な支援を行うことができるよう、指導員の知識とスキルの向上を図るとともに、支援の体制や環境の整備に努めます。

また、小学校をはじめ関係機関との連携を密にし、保護者とも情報の共有を図ることで、指導に一貫性が確保されるよう努めます。

(4) 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容に関する、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブの育成支援内容については、ホームページやリーフレット、広報等を活用し、利用者や利用を検討している保護者、地域住民等に周知し、地域に根差した放課後児童クラブの運営を目指します。

第6章 子どもの貧困に関する取り組み

1 子どもの貧困に関する現状

(1) 背景と位置づけ

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な社会変化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、大きく変化し続けています。

厚生労働省が行った「国民生活基礎調査」によると、等価可処分所得の中央値の半分の額に当たる「貧困線」（122万円）に満たない世帯の割合を示す「相対的貧困率」は15.6%となっています。そしてこれらの世帯で暮らす18歳未満の子どもを対象にした「子どもの貧困率」は13.9%となっています。

このような中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成25年6月に成立し、平成26年1月17日に施行されました。さらに、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたところです。

本町の策定する子ども・子育て支援事業計画においては、子どもの貧困対策計画についても一体的に策定することとし、本町の子どもとその保護者に向けた取組みを推進します。

(2) アンケート調査結果の概要

熊本県が平成29年度に実施した「子どもの生活実態調査」の益城町の回答者の調査結果をもとに、町内の子どもの貧困の状況を確認しました調査結果の集計・分析を行っています

■調査期間：平成29年6月12日～平成29年7月12日

■調査対象者

| | | 対象者（人） | 回答数（件） | 回答率 | |
|-----------------|-----|--------|--------|-------|---------------|
| 小学5年生 | 保護者 | 9,216 | 6,953 | 75.4% | 75.5% (合計) |
| | 子ども | 9,216 | 6,969 | 75.6% | |
| 中学2年生 | 保護者 | 8,959 | 6,204 | 69.2% | 69.3% (合計) |
| | 子ども | 8,959 | 6,215 | 69.4% | |
| 不明 (学年の回答無し) | 保護者 | — | 626 | — | — |
| | 子ども | — | 559 | — | |
| 全体 | | 36,350 | 27,526 | 75.7% | |

①相対的貧困の設定

当該調査では、保護者向けアンケートより、全国の子どもの貧困率を算出している国民生活基礎調査の手法に沿って本調査における相対的貧困率を算出しました。

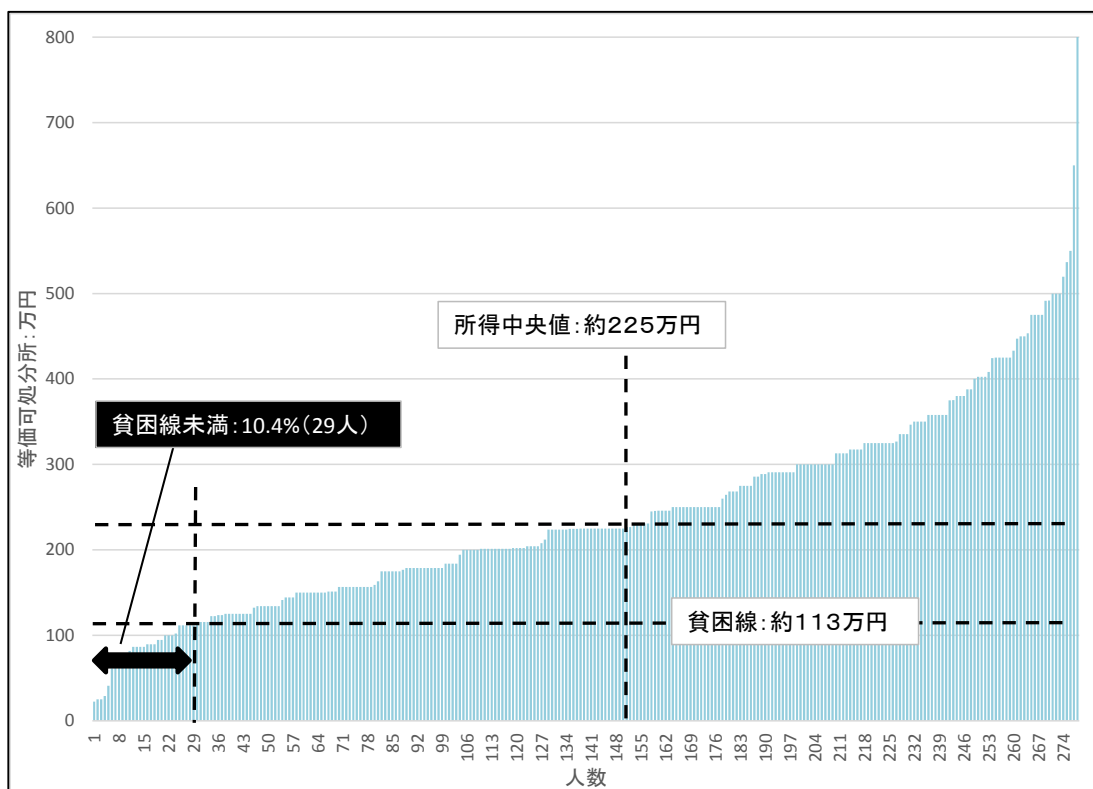
算出の結果、本町の「経済的に困窮していると思われる世帯」は、貧困線の算出に必要な有効回答者数 278 件のうち 29 件となり、貧困率は 10.4%となりました。

なお、本調査では、貧困線を下回る層（10.4%）に属する回答者をⅠ層、それ以外の回答者をⅡ層と区分しています。

【相対的貧困世帯の状況（全体）】

| | 回答数 | 所得中央値 | 貧困線 | ①Ⅰ層 | ②Ⅱ層 | 貧困率 |
|-------|----------|----------|----------|---------|---------|-------|
| 熊本県全体 | 11,005 件 | 約 212 万円 | 約 106 万円 | 1,650 件 | 9,355 件 | 15.0% |
| 益城町 | 278 件 | 約 225 万円 | 約 113 万円 | 29 件 | 249 件 | 10.4% |

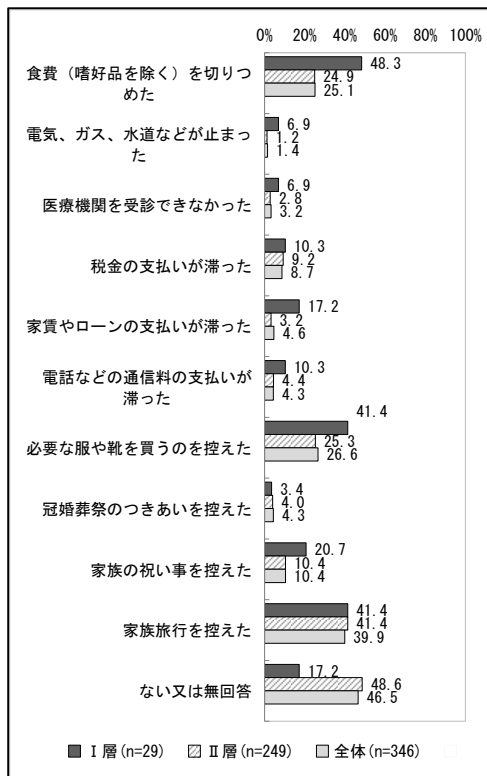
【益城町の状況】



※今回の判定基準は調査結果分析のための便宜上のものであり、国が公表している相対的貧困率と比較できるものではありません。

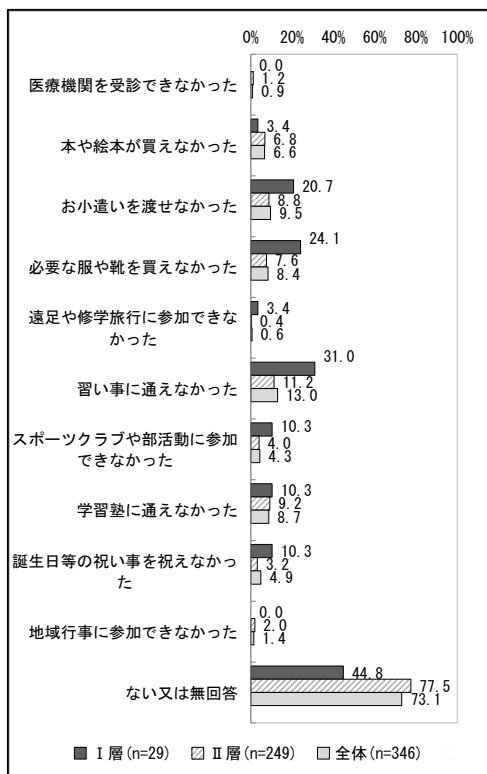
②調査結果

■経済的な理由で、次のような経験をしたことがありますか。(保護者回答)



I層とII層で差が大きい項目に着目すると、「食費を切りつめた」(I層:48.3% II層:24.9%)、「家賃やローンの支払いが滞った」(I層:17.2% II層:3.2%)、「必要な服や靴を買うのを控えた」(I層:41.4% II層:25.3%)、「家族の祝い事を控えた」(I層:20.7% II層:10.4%)が挙げられ、経済的な困難が衣食住を基本とした生活の基盤に大きく影響していることが分かります。

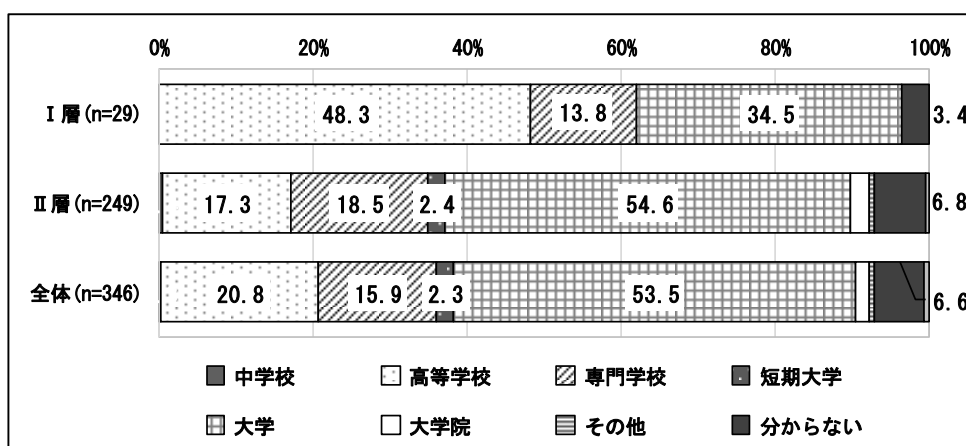
■経済的な理由で、お子さんが希望したにもかかわらず、次のような経験をしたことがありますか。(保護者回答)



I層とII層で差が大きい項目に着目すると、「お小遣いを渡せなかった」(I層:20.7% II層:8.8%)、「必要な服や靴を買えなかった」(I層:24.1% II層:7.6%)、「習い事に通えなかった」(I層:31.0% II層:11.2%)、「スポーツクラブや部活動に参加できなかった」(I層:10.3% II層:4.0%)、「誕生日等の祝い事を祝えなかった」(I層:10.3% II層:3.2%)が挙げられます。前問と同じく、経済的な困難が生活基盤に影響を与えているだけでなく、子どもの学習機会や社会的行動にも大きな影響を与えています。

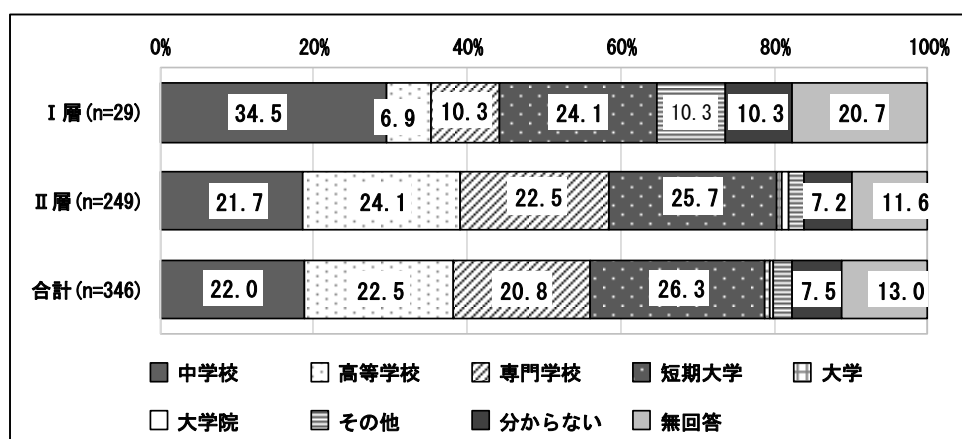
■お子さんをどの学校まで進学させたいと希望されていますか（保護者回答）

Ⅱ層と比較してⅠ層では「高等学校」（Ⅰ層：48.3% Ⅱ層：17.3%）、の割合が高くなっています。反面、「専門学校」（Ⅰ層：13.8% Ⅱ層：18.5%）、「大学」（Ⅰ層：34.5% Ⅱ層：54.6%）の割合は低くなっています。また、Ⅱ層と比較してⅠ層では子どもの進学についての希望が「高校」と「大学」の2極化に近い状況であり、希望する選択肢が少ない状況である様子がうかがえます。



■あなたは将来どの学校まで進学したいですか（子ども回答）

Ⅱ層と比較してⅠ層では「中学校」（Ⅰ層：34.5% Ⅱ層：21.7%）、が高くなっており、「高等学校」（Ⅰ層：6.9% Ⅱ層：24.1%）、「専門学校」（Ⅰ層：10.3% Ⅱ層：22.5%）の割合は低くなっています。この差については、出来るだけ早く社会人となり、収入を得ることを希望していることも要因の1つだと考えられます。



2 取り組みの方向性

(1) 将来像

本町の将来を担っている子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが重要です。

そのためには、家庭の経済的状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し自立できるように、町民一人ひとりが子どもたちを支え協働しながら子どもの育ちを支える体制づくりが必要です。

町民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるような地域社会を実現することを理想的な将来像として掲げ、取り組みの推進に努めます。

(2) 基本方針

前項に掲げた将来像の実現のために、4つの基本方針に基づいて計画の推進を図ります。

基本方針1 教育の支援

子どもに学ぶ意欲や能力があっても、家庭の経済状況などによって、学習や進学を諦めざるを得なくなり、そのことが成人後の就労などにも影響し、貧困が次の世代に連鎖してしまうことが問題になっています。

貧困の連鎖を断ち切るため、乳幼児期からの早期教育や質の高い保育・教育を受け、生涯にわたって必要な知識や能力を習得することができるよう、保育所および学校の体制整備と公的な支援を行います。また、教育の質が世帯の事情や経済状況などに左右されたり、教育の機会が奪われたりすることがないように、支援の充実を図ります。

基本方針2 生活・就労の支援

子どもの生活は、保護者や同居者の就労状況や暮らしに大きく左右されてしまい、また、子どもの健康や生活習慣の悪化がさらなる生活困難につながってしまう悪循環が見られます。

生活が困難な状況にある子どもを支援するため、必要な日常生活習慣を身に付けられるよう支援を行います。

また、親子ともに健やかな生活を送ることができるよう、保護者の就労支援を行うほか、子ども・若者に対しても就労への支援の充実を図ります。

基本方針3 経済的支援

様々な事情により十分な就業が難しい世帯やその子どもに対して経済的な支援を行うことは、子どもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。

本町においても、子育て、教育、医療などの支出に対して負担感や不安感を感じる人が多くなっています。

経済的困難を抱える家庭に必要な支援が届くよう、教育・保育や進学にかかる費用の軽減のほか、各種手当や医療費助成等の適切な支給を推進します。

基本方針4 連携体制等の構築

子どもの貧困は、見ようとしなければ見えない、見えてこない問題です。

子どものSOSに気づくため、地域全体で問題や困りごとを発見できる環境を整備します。また、関係機関・団体との連携・協力を図りながら、発見・支援のためのネットワークを構築するとともに、必要な支援に迅速につなげることができる体制を整備します。

3 取り組みの内容

(1) 教育の支援

貧困の世代間連鎖を解消するために、「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォーム※₁と位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係部門等との連携、地域の人材を活用した学びの場づくり、就学前教育・保育支援などを通じて、総合的に対策を推進します。

また、保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応するため、子どもの成育環境や教育・保育体制の整備、改善充実を図ります。

さらに、教育の機会均等を保障するため、教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

①学校教育の充実

| 施策 | 内容 |
|-------------------------|--|
| 教職員に対する啓発 | 子どもの貧困対策における学校のプラットフォームとしての位置付けや、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるための研修会等を開催します。 |
| キャリア教育に関する学習 | 小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。 |
| 乳児期・幼児期から小学校・中学校への円滑な連携 | 保育所・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校へと子どもの育ちと学びを円滑につなげられるよう、子どもの成長を切れ目なく支援します。 |

②学校を窓口とした福祉関係部門等との連携

| 施策 | 内容 |
|-----------------------------|--|
| 専門職の力を活用した相談体制の充実 | 学校や子どもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラー※ ₂ やスクールソーシャルワーカー※ ₃ 等の専門家の力を活用した各学校における相談体制の充実を図ります。 |
| 学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等の連携 | 貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、学校、教育委員会、こども未来課などが連携し、総合的な子どもの貧困対策を展開します。 |

* 1 プラットフォーム：あるものを動かすために必要な、土台となる環境のこと。

* 2 スクールカウンセラー：学校において児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、保護者や教職員に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士が当てられ、SCと略される。

* 3 スクールソーシャルワーカー：児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童の友人、学校、地域への働きかけや、公的機関との連携といった福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。社会福祉士や精神保健福祉士などの他、教職や福祉の経験者が就く場合もある。SSWと略す。

③地域の人材を活用した学びの場づくり

| 施 策 | 内 容 |
|----------|---|
| 多世代交流の推進 | 教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。 |

④就学前教育・保育の充実

| 施 策 | 内 容 |
|-----------------------|--|
| 就学前教育・保育の質の向上 | 幼児教育と保育に携わる職員に対する研修の充実を図ることにより、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。 |
| 多様化するニーズに応じた保育サービスの充実 | 子育て家庭の様々なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育など保育サービスの充実に取り組みます。 |

⑤就学支援の充実

| 施 策 | 内 容 |
|------------|---|
| 就学援助の周知の拡充 | 就学援助事業の一層の充実を図るため、小学校・中学校における周知に加え、広報誌やホームページの活用など町民がいつでも知ることのできる広報に取り組みます。 |

(2) 生活・就労の支援

保護者の自立支援のために、心身の健康を確保し、社会参加の機会等にも配慮しながら、相談事業の充実や情報提供を図るとともに、また、子どもの生活の支援として、地域力を活かした居場所づくりや、食育など成長段階に応じた切れ目のない支援を実施します。

貧困の状況にある世帯の生活を安定させるために、子育てと仕事の両立など、保護者が働きやすい環境づくりを行うとともに、ひとり親家庭の親の学び直しの支援やハローワークと連携した就労機会の確保、離職者等に対する就業相談等に関する情報提供を行います。

また、貧困の連鎖を防止するために、子どもに労働に対する意識を持たせ、就業相談等の就労支援に取り組みます。

①子どもたちの居場所づくり

| 施策 | 内容 |
|---------------|---|
| 放課後児童クラブの内容充実 | 発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。 |
| 多世代交流の推進【再掲】 | 教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。 |
| 親子で過ごせる居場所づくり | 親子が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明け、相談し合う場の提供に努めます。 |

②子どもの健康・生活への支援

| 施策 | 内容 |
|------------------|---|
| 子どもの発育・発達の支援 | すべての子どもが健やかに生まれ、育つよう妊婦健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取組を推進します。また、発達・発育に課題を抱えている子どもの支援の充実に取り組みます。 |
| 成長・発達段階に応じた食育の推進 | 乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくりなどの体験活動を推進します。また、学校や地域と連携した食育の取組などを通して、子どもの発育状況、栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実を図ります。 |

③子どもの将来に向けた支援の充実

| 施策 | 内容 |
|----------------------|--|
| キャリア教育に関する学習 【再掲】 | 小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。 |
| 職場体験の推進 | 働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するため、引き続き中学生等を対象に、職場体験を実施します。 |
| 子どもの就労支援 | すべての子どもが、より良い就業により、安定した生活が送れるよう、資格取得やキャリア相談など必要に応じて、就業相談や情報提供等に努めます。 |

④保護者の就労支援

| 施策 | 内容 |
|--------------|--|
| 保護者の就労支援 | くまもと若者サポートステーションやハローワーク、県と連携し、就職説明会や求人に関する情報提供、就職相談などを行います。 |
| ひとり親家庭等の自立支援 | ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、相談業務の充実や自立に向けた啓発に努めます。また、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格取得のための情報提供を行います。 |

⑤保護者の健康確保

| 施策 | 内容 |
|-------------------|--|
| 保護者の健康面に対する専門的な対応 | 保護者が健康診断やがん検診を受診しやすい体制を整えます。また、保健師などによる訪問指導や健康相談の実施に努め、保護者の健康に関する不安を解消します。 |

⑥暮らしへの支援

| 施策 | 内容 |
|----------------------|---|
| 保護者が抱える様々な問題に対する相談業務 | 保護者が抱える様々な問題について随時相談に応じ、必要に応じて関係機関へつなぎます。また、養育上の課題を抱える家庭に対し、養育支援訪問を実施し、家事支援・育児支援を実施します。 |
| 住まい確保のための助成 | 指定地域における新築住宅の取得を支援する助成制度（益城町定住促進補助金等）を継続して実施します。 |

(3) 経済的支援

貧困の状況にある家庭の生活を下支えするために、法律等に基づき、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等の経済的支援を行います。また、生活困窮世帯等に対して、医療費等の助成や、教育費、生活費等の減免により、経済的な支援を行います。

①生活を支える経済的な支援

| 施策 | 内容 |
|-----------------------|--|
| 子育て世帯への経済的な支援 | 子育ての経済的な負担を軽減するため、中学校3年生までの子どもの医療費の助成、多子世帯及び生活困窮世帯の保育料の負担軽減などの支援に取り組みます。 |
| ひとり親家庭等への経済的な支援 | 各種手当等の支給やひとり親家庭等の医療費の助成などに取り組みます。また、貸付金に関する情報提供を行います。 |
| 生活に困難を抱えている世帯への経済的な支援 | 生活困窮世帯などに対して、関係機関と連携し教育資金などの貸付による支援を行います。また、低所得者世帯などが保育施設等を利用する際の保育料の負担軽減などの支援に取り組みます。 |

(4) 連携体制等の構築

子どもの貧困対策には、貧困の状況にいる子ども、貧困の状況に陥る恐れのある子どもに対し、早期かつ一貫性があり、切れ目のない支援体制の確立が必要とされています。

国が示す3つの「つなぐ」※と地域の実情を踏まえ、各種施策を組み合わせるなど、子どもの成長・発達段階に応じて、切れ目なく教育と福祉をつなぎ、関係行政機関、地域などもつなぐための支援体制を整備します。

※国が示す3つの「つなぐ」（「子供の貧困対策に関する大綱」より）

- ①子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぐ」
- ②教育と福祉を「つなぐ」
- ③関係行政機関、企業、自治会などを「つなぐ」

①相談体制の整備・充実

| 施策 | 内容 |
|----------------|--|
| 総合的な児童虐待防止の推進 | 益城町こども未来課を子どもの虐待対策の総合相談窓口とし、学校、関係行政機関、地域企業、自治会その他関係者との連携を強化します。また、必要に応じて、益城町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会において具体的な支援策を講じ、関係機関と連携して訪問を実施するほか、養育支援訪問事業を活用し、適切な支援を行います。 |
| 妊娠期からの切れ目のない支援 | 子育て世代包括支援センターを整備し、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援に努めます。 |
| 相談・対応体制の充実 | 相談を適切な対応に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図ります。 |

第7章 計画の推進に向けて

1 家庭・地域・事業者・行政の役割

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的な生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

また、家庭では、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしなければなりません。

(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動している様々な団体が、行政や住民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくるのが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図って行きます。

2 計画の推進体制

本町では、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、幼稚園の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、町域を超えた利用を想定して、近接する市町村と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設、地域型保育事業の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業の実施主体との連携を支援するとともに、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携を支援します。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

3 計画の達成状況の点検・評価

本町では、こども未来課が中心となって、進捗状況を把握・点検し、「益城町子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

資料編

1 益城町子ども・子育て会議条例

平成25年9月19日条例第33号
改正 平成28年12月21日条例第31号

益城町子ども・子育て会議条例
(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、益城町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 公募により選ばれた者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年12月21日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、平成28年6月1日から適用する。

2 益城町子ども・子育て会議委員名簿

| No. | 役職名 | 氏名 |
|-----|---------------------|--------|
| 1 | 熊本学園大学社会福祉学部准教授 | 今吉 光弘 |
| 2 | 益城町議会福祉常任委員長 | 吉村 建文 |
| 3 | NPO法人 おおきな木理事長 | 木村 由美子 |
| 4 | 益城町民児協議会主任児童委員 | 森田 恭子 |
| 5 | 津森小学校長 | 大塚 芳生 |
| 6 | 益城町立益城幼稚園長 | 津田 美保 |
| 7 | 益城町立第四保育所長 | 渡邊 倫子 |
| 8 | 広崎保育園長 | 秋口 仁美 |
| 9 | 益城町学童保育団体連絡協議会指導員代表 | 福山 佐代子 |
| 10 | 益城町PTA連絡協議会会長 | 堀川 俊夫 |
| 11 | 益城町立第二幼稚園保護者代表 | 田上 紗織 |
| 12 | 益城町立第四保育所保護者代表 | 外村 貴代美 |
| 13 | 益城町学童保育団体連絡協議会保護者代表 | 本田 めぐみ |

第2期 すくすくえがお益城っ子プラン
(第2期益城町子ども・子育て支援事業計画)
令和2年3月

編集・発行：益城町 こども未来課
〒861-2295 上益城郡益城町大字宮園 702
TEL：096-286-3117 FAX：096-286-4523

